

資料5

社会保障審議会 年金部会資料

社会保障審議会年金部会（第1回）

平成23年8月26日(金)

14:00 ~ 16:00

場所：厚生労働省 17階

専用第18・19・20会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 部会長・部会長代理の選出について
- (2) 社会保障・税一体改革成案について
- (3) 基礎年金国庫負担について
- (4) 今後の進め方について

3. 閉会

[配付資料]

- ※ 本日取扱い資料1、2を重複するため
資料1-1 社会保障・税一体改革成案について
資料1-2 社会保障・税一体改革成案における改革項目 参考資料
資料1-3 年金に関する資料（平成23年5月23日 厚生労働省）
資料2 基礎年金国庫負担について
資料3 年金制度の現状に関する資料
資料4 年金部会の進め方について（イメージ）（案）
資料5 社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」の設置について（案）

参考資料 社会保障審議会関係法令・規則

文部省より販布

基礎年金国庫負担2分の1の確保について（建議）

平成23年8月26日

社会保障審議会年金部会

年金制度を将来にわたり持続的で安心できるものとする観点から、基礎年金国庫負担に関し、以下の取組みを求めるものである。

1.（平成23年度の基礎年金国庫負担について）

平成23年度の基礎年金国庫負担2分の1に充てることとしていた臨時財源2.5兆円が、第1次補正予算において震災復旧・復興事業に転用されたことにより、年金積立金で穴埋めせざるを得ない状況となっている。しかし、積立金は労使等が拠出した保険料を財源とするものであり、このような取扱いは本来あるべきではない。

年金財政の安定のためには、転用された平成23年度分の2.5兆円分について、国の責任において財源を確保し、第3次補正予算において年金財政に繰り入れることを求める。

2.（平成24年度以降の基礎年金国庫負担について）

基礎年金国庫負担については、平成16年の年金制度改革の際に、平成21年度までに2分の1に引き上げるとともに、所要の安定財源を確保する税制の抜本的な改革を行うことが法律上明記された。

しかし、実際には、税制の抜本的な改革は今に至るまで実施されず、また、平成21年度および22年度については、基礎年金国庫負担2分の1を達成したものの、臨時財源を充てたものであった。

現在国会に提出中の法案では、税制の抜本的な改革により安定財源が確保される年度以降だけでなく、平成24年度から安定財源が確保される年度の前年度までの各年度についても、税制の抜本的な

改革により確保される財源を活用して基礎年金国庫負担2分の1を維持することとされている。また、社会保障・税一体改革成案においても、消費税収による安定財源の使途の一つとして、税制抜本改革実施までの2分の1の財源が挙げられている。年金制度を安定的に維持する上で不可欠である恒久財源を確保するために、今度こそ税制の抜本的な改革を成し遂げるとともに、法案の趣旨に沿って、上記期間の各年度について、国庫負担2分の1の維持のために必要な額を、先送りにすることなく、年金財政に確実に繰り入れることを求める。

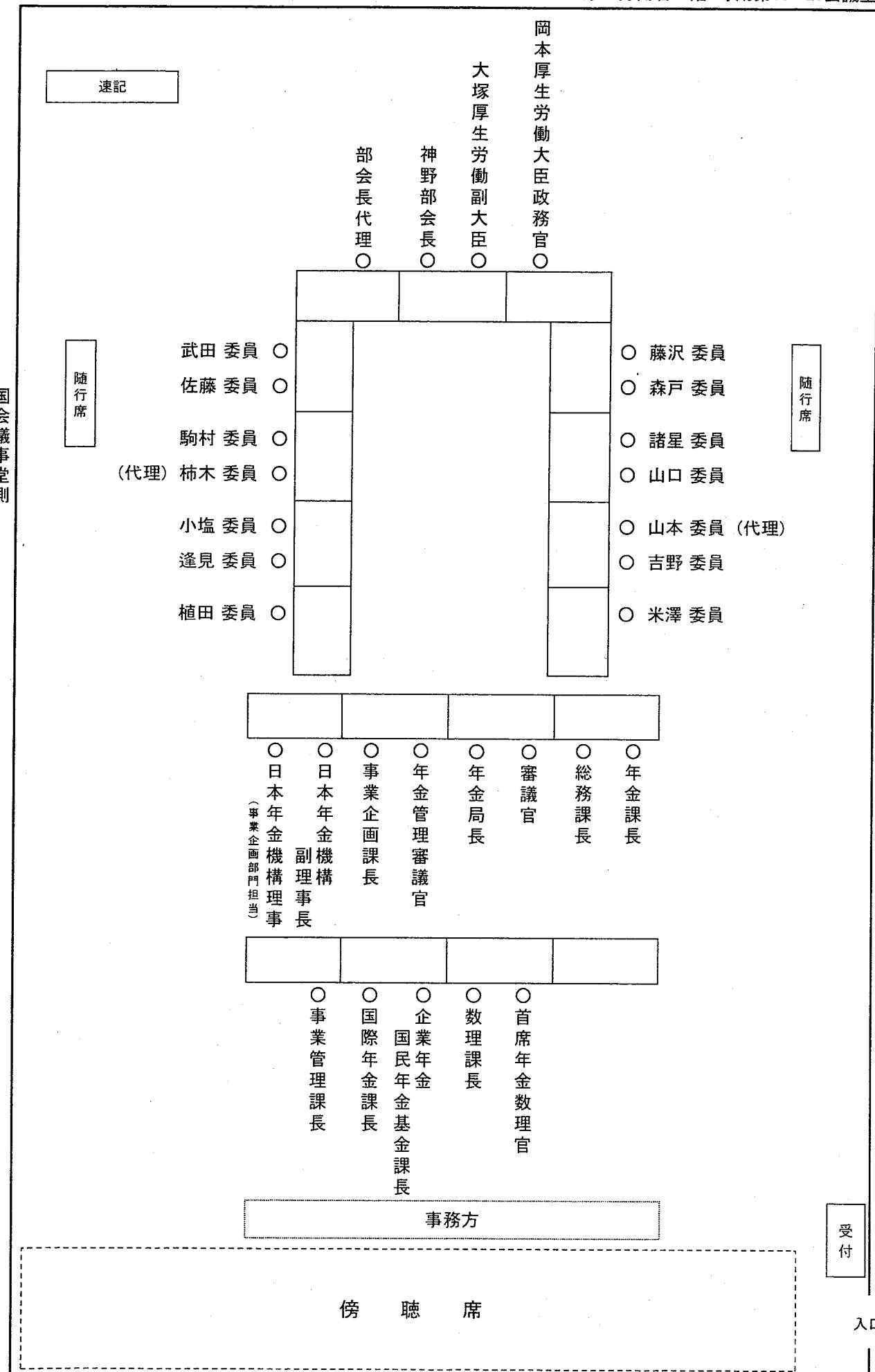
社会保障審議会年金部会委員名簿

氏 名	所 属	役 職
植田 和男		東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
逢見 直人		日本労働組合総連合会副事務局長
小塩 隆士		一橋大学経済研究所教授
柿木 厚司		日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会長
菊池 銀実		早稲田大学法学学術院教授
駒村 康平		慶應義塾大学経済学部教授
小室 淑恵		(株)ワーク・ライフバランス代表取締役
小山 文子		全国女性農業経営者会議副会長
佐藤 博樹		東京大学大学院情報学環教授
神野 直彦		東京大学名誉教授
武田 洋子		(株)三菱総合研究所政策・経済研究センター 主任研究員・シニアエコノミスト
花井 圭子		日本労働組合総連合会総合男女平等局長
藤沢 久美		シンクタンク・ソフィアバンク副代表
森戸 英幸		上智大学法学部教授
諸星 裕美		レイバーコンサルタント オフィスモロホシ 社会保険労務士
山口 修		横浜国立大学経営学部教授
山本 泰人		日本商工会議所社会保障専門委員会委員
吉野 直行		慶應義塾大学経済学部教授
米澤 康博		早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

(平成23年8月25日現在、五十音順、敬称略)

第1回 社会保障審議会年金部会

平成23年8月26日（金）14:00～16:00
厚生労働省17階 専用第18～20会議室



第8回社会保障改革に関する集中検討会議
(平成23年5月23日)に厚生労働省が提出
した資料

第1回社会保障審議会年金部会
平成23年8月26日

資料1-3

年金に関する資料

平成23年5月23日
厚生労働省

基本的考え方

【現状の課題】

- 現在の公的年金制度については、制度創設時の前提や社会経済の状況等が大きく異なってきた結果、
 - ①国民年金及び厚生年金の加入者の変化、
 - ②年金制度が雇用・就労や人生の選択に影響、
 - ③低年金・無年金者の存在、
 - ④年金制度への不信・不安、
 - ⑤長期的な持続可能性への不安といった様々な課題が存在している。

【施策の方向】

- これらの課題に対処するためには、
 - ①働き方・ライフコースの選択に影響を与えない一元的な制度
 - ②最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度
 - ③国民から信頼され、財政的にも安定した制度という方向性を目指して、年金改革を行っていく必要がある。

改革案の具体的な内容（ポイント）

■新しい年金制度の骨格

○所得比例年金（社会保険方式）：職種を問わず全ての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付

○最低保障年金（税財源）：高齢期に最低限これだけは受給できるという額を明示

■現行制度の改善

○**年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。**

・働き方・ライフコースの選択に影響を与えない制度

(厚生年金適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、育児期間中の者に係る配慮措置の拡充)

・被用者年金の一元化

(保険料率や給付要件の統一など)

・最低保障機能の強化

(受給資格期間の短縮、低所得者への加算、高所得者の年金給付の見直し)

・能力に応じた負担を求める方向性

(標準報酬上限の引上げ、高所得者の年金給付の見直し（再掲）)

・年金財政の持続可能性の確保

(基礎年金国庫負担1/2の維持、支給開始年齢、デフレ経済下のマクロ経済スライドの在り方)

■年金制度の業務運営・システム

・公的年金制度を支える業務運営及びシステムについて改善

現在の公的年金制度の課題

- 1961年の国民年金制度創設より約50年が経過し、制度創設時の前提や社会経済の状況が大きく異なってきている。
- 予想を大きく超える速度で少子高齢化が進展。また、人口減少局面に入るとともに、低成長時代で右肩上がりの経済を前提とできない状況。
- こうした状況の下で、公的年金制度には、以下のような課題が存在している。

① 国民年金・厚生年金の加入者の変化

- ・雇用の在り方が変化し、非正規雇用と呼ばれる就労形態が増加。
- ・国民年金(第1号被保険者)が、自営業者のための制度から、非正規雇用者が加入する年金制度に変化。
- ・国民年金の制度は、非正規雇用者の受け皿となっておらず、こうした者が将来に低年金・無年金となる可能性が高い。

② 年金制度が雇用・就労や人生の選択に影響

- ・被用者の中で、労働時間や収入で年金制度の適用関係が変わる仕組みとなっており、労働者の就業行動や事業主の雇入れ行動に影響を与えていた。
- ・保険料を負担しないで基礎年金を受給できる第3号被保険者制度の存在があり、専業主婦を優遇しているのではないかという批判がある。

③ 低年金・無年金者の存在

- ・老齢基礎年金の平均受給額は月5.4万円、老齢基礎年金のみの平均受給額は月4.85万円。
- ・無年金見込み者を含めた無年金者は最大118万人と推計。

④ 年金制度への不信・不安

- ・給付と負担の関係が分かりにくいとの指摘。
- ・被用者年金も職域毎に分立しており、官民格差があるという批判がある。
- ・国民年金保険料の未納率の上昇により、制度が破綻するのではないかとの不安・誤解がある。

⑤ 長期的な持続可能性に不安

- ・基礎年金国庫負担財源を賄う恒久財源が確保されていない。
- ・諸外国の動向及び高齢化の一層の進展を踏まえれば、将来的に更なる支給開始年齢の引き上げが必要ではないかとの指摘。
- ・デフレ経済下でマクロ経済スライドが発動しておらず、長期的な財政安定性にも不安との指摘。

課題に対する解決の方向性

年金改革の目指すべき方向性

- このような課題に対処するためには、以下のような方向性を目指して年金改革を行っていくことが必要。
 - ①新しい仕事への挑戦や女性の就労を妨げる年金制度ではなく、働き方、ライフコースの選択に影響を与えない、一元的な制度
 - ②単身高齢者、低年金者、無年金者の増大に対して、最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度
 - ③国民から信頼され、財政的にも安定した制度

新しい年金制度の方向性

- 全ての職種が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付となる「所得比例年金」の創設
- 高齢期に最低限これだけは受給できるという額が明示された「最低保障年金」の創設

国民的合意・環境整備の必要性

- 今の年金制度を抜本的に新しい年金制度に改めるためには、国民的な合意が必要。
- 自営業者を含む一元的な制度を実現するためには、
 - ①社会保障・税に関する番号制度の導入・定着
 - ②歳入庁創設等、税と社会保険料を一体徴収する体制の構築
 - ③所得捕捉問題に対する国民の納得感の醸成といった環境整備を制度の議論と並行して行う必要があり、そのためには一定の準備期間が必要。

- 新しい年金制度の骨格を示し、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、新しい年金制度の実現に取り組む。
- 新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるまでには、40年以上の期間が必要。移行期間中は、新制度と旧制度の両方から年金が支給されることになる。
- このため、年金改革の目指すべき方向性に沿って、当面、現行の年金制度の改善を速やかに進める。

新しい年金制度の骨格(民主党資料より)

○民主党「社会保障と税の抜本改革調査会 第13回総会」(4月28日)において古川調査会筆頭副会長が説明した資料より

2011年4月28日

新年金制度の骨格

【前提】

<年金受給者（60歳に達し、保険料を払い終えている方を含む）>
制度改変の影響を受けず、現在の受給額に変化なし。

<制度改革時に現役世代（20～65歳）>

- ①制度改革時までに現行制度で納めた保険料に対しては、将来、現行制度に基づく年金額を受給（現行制度の受給資格期間25年に達していない方も含む）。
- ②制度改革以降に新制度で納めた保険料に対しては、将来、新制度に基づく年金額を受給。
将来の受給額は「現行制度に基づく受給額①」と「新制度に基づく受給額②」の合算額。

<制度改革時以降に20歳に達する方>

新制度に基づく保険料納付を行い、将来、新制度に基づく年金額を受給。

1. 制度の骨格

- (1) 加入対象者
 - 20歳以上65歳未満の者すべて
 - 20歳未満または65歳以上で所得のある者
 - 被用者も自営業者もすべての人が同じ制度に加入（一元化）。

（2）制度の骨格

- 現役時代に納める保険料に応じて給付を受ける「所得比例年金」と所得比例年金の額に応じて給付を受ける「最低保障年金」の組み合わせ
- 上記の組み合わせで、すべての人が月額7万円以上の年金を受けられるようになる（新制度の完成時点）。
- 「所得比例年金」の給付財源は「保険料」、「最低保障年金」の財源は「税」。

2. 所得比例年金

- (1) 保険料
 - 保険料は15%とする。
 - 被用者は労使折半。自営業者は全額自己負担（仮置き）
 - 被用者の賦課ベースは給与収入、自営業者の賦課ベースは「売上—必要経費」

（2）所得比例年金額

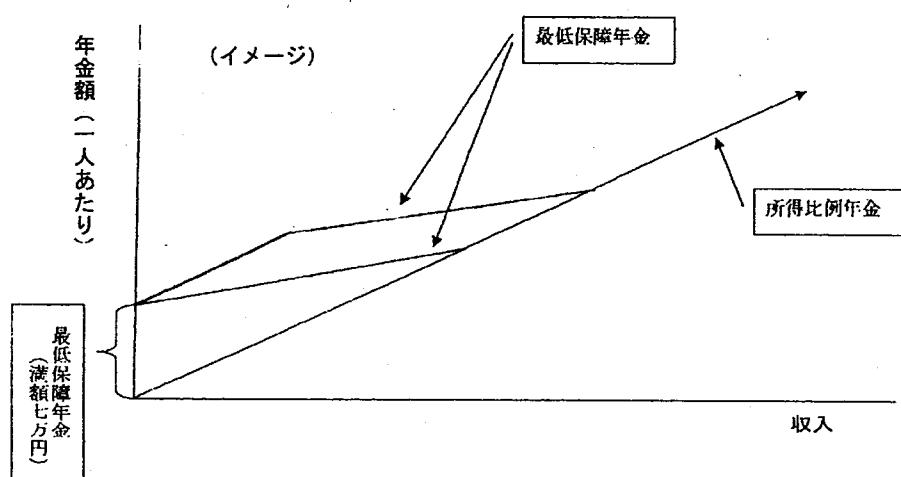
- 個人単位で計算（有配偶者の場合、夫婦の納めた保険料を合算して二分したものと、それぞれの納付保険料とする=二分二乗）。
- 納付した保険料を記録上積み上げ、その合計額を年金支給開始（裁定）時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出（納付保険料については、年金支給開始時まで、一定の運用益=金利を付利して計算）。

3. 最低保障年金

- (1) 最低保障年金の骨格
 - 最低保障年金は、消費税を財源として、所得比例年金の受給額の少ない人に給付。
 - 最低保障年金の満額は7万円（現在価額）。
 - 全ての受給者が所得比例年金と最低保障年金の合算で、最低7万円以上の年金を受給できる制度とする。

（2）最低保障年金の支給範囲

- 【A案（赤）】所得比例年金が一定額までは最低保障年金を満額支給、一定額を超えた時点から減額を行う。最終的に最低保障年金はゼロとする。（台形）
- 【B案（青）】所得比例年金額の増額に応じて、直線的に最低保障年金の減額を行う。最終的に最低保障年金はゼロとする。（三角形）



年金改革の目指すべき方向性に沿った現行の年金制度の改善

働き方・ライフコースの選択に影響を与えない制度

短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

<現状>

- 同じ被用者であっても労働時間や収入によって年金制度の適用が変わる仕組みであり、労働者の就業行動や事業主の雇い入れ行動に影響を与えている。
- 国民年金制度が、自営業者のための制度から、不安定な被用者が多く加入する年金制度に変化。こうした者が、将来、無年金、低年金となる可能性が高い。

<改革の方向性>

- 働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規雇用者の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者を、厚生年金の適用対象とすることを検討する。この際、雇用保険の制度などを参考に検討する。

(参考1)現在の厚生年金の適用要件

- ・ 1日、又は1週間の所定労働時間、1ヶ月の所定労働日数がそれぞれ当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者のおおむね4分の3以上であること(右図参照)

(参考2)他の社会保険制度の適用要件について

<雇用保険>

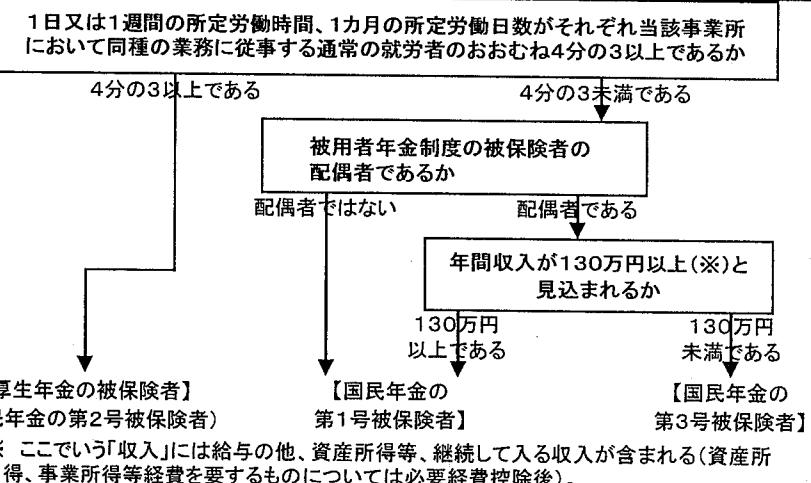
- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 31日以上の雇用見込みがあること
なお、収入等の他の要件はない。

<労災保険>

- ・ 適用事業に使用される労働者であること

(参考3)これまでの経過

- ・ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大については、平成16年の年金改革の議論の際、「施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする」旨の検討規定(国民年金法等の一部を改正する法律附則第3条第3項)が置かれた。
- ・ これを受けて、平成19年の被用者年金一元化法案において、厚生年金の適用拡大(1週間の所定労働時間を20時間以上とする等)を提案したが、審議未了で廃案となった。



第3号被保険者制度の見直し

<現状>

- 保険料を負担しないで基礎年金を受給できる第3号被保険者制度について、専業主婦を優遇しているのではないかとの批判がある。

<改革の方向性>

- 第3号被保険者制度に関する不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性を踏まえつつ、検討する。

(参考1)第3号被保険者制度について

【昭和60年改正前】

- 国民年金制度発足時(昭和36年)は、厚生年金が世帯単位の給付設計となっていたことを踏まえ、被用者年金の被保険者の妻については、国民年金の強制適用の対象とはせず、任意に加入できることとしていた。
- その結果、妻が国民年金に任意加入していた場合には、夫婦2人分の水準である夫の厚生年金と妻の国民年金が支給されることとなり、世帯でみた所得代替率は、成熟時には109%(*)になると予測された。(*夫が厚生年金40年加入、妻が国民年金40年加入した場合)
一方、妻が任意加入していない場合は、障害年金が支給されず、さらに、離婚した場合の年金の保障が及ばないという問題があった。



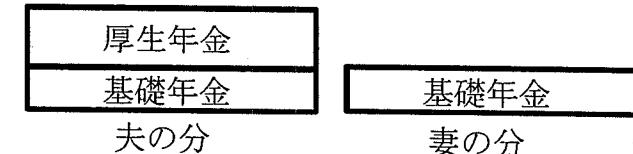
【昭和60年改正後】

- サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、独自の年金権を付与するとともに、妻の基礎年金を含めた世帯での給付水準を妻が任意加入していない場合の水準に適正化した。
- その際、第3号被保険者については、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとした。

(参考2)第3号被保険者の保険料の取扱いについて

- 現行制度では、所得のない「サラリーマンの被扶養の配偶者（3号被保険者）」は、自らは保険料を負担せず、基礎年金を受けることができる。（図1参照）

（図1）



- 第3号被保険者の保険料負担については、

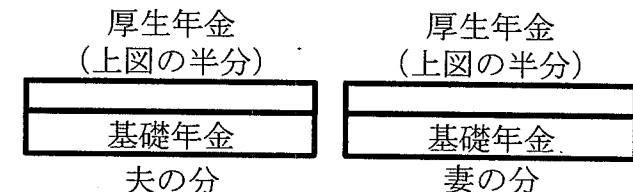
- ①夫の支払った保険料の半分は妻のものとして取り扱う、
- ②妻に別途の保険料負担を求める、
- ③夫に追加の保険料負担を求める、
- ④妻の基礎年金を減額する（一定額を負担すればもとの額とできる）、などの意見がある。

- ②③④については、新たな負担を設けるが給付は変わらなかったり、負担は変わらないが給付は減額したりすることになる。

- ①は、世帯としての負担・給付は、いずれも変わらない。（図2参照）

- 民主党の新しい年金制度案では、個人単位で年金を計算し、夫婦の納めた保険料を合算したものをそれぞれの納付保険料とする、2分2乗という制度が提案されている。

（図2）



(参考3)平成16年改正当時の社会保障審議会年金部会の意見(抄)

- 現行制度においては、片働き世帯と共働き世帯について、夫婦の標準報酬の合計額が同じであれば夫婦2人でみた保険料負担も年金給付も同額であり、世帯単位でみれば、給付と負担の公平性は保たれている。しかしながら、第3号被保険者が、直接の保険料負担はなくとも基礎年金給付を受けられることについて、個人単位でみて給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきであるとする考え方がある。あるいは、世帯単位でみた場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきであるという考え方もある。
- 本部会の議論では、(中略)少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。
ただし、現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。

在職老齢年金制度の見直し

<現状>

- 働きながら年金を受給する場合に、保険料を負担する現役世代とのバランスから、給料と年金を合わせて一定額を超える場合に一定の年金額を調整する制度である在職老齢年金について、就労意欲を抑制しているとの批判がある。

<改革の方向性>

- 60歳代前半の者に係る在職老齢年金制度について、調整を行う限度額を引き上げ、例えば60歳代後半の者の仕組みと同じとすることを検討する。
- 検討に当たっては、高齢者雇用等への影響についても留意する。また、現役世代とのバランスから、賃金と併せて年金を受給する高齢者には、それに応じた適切な税負担を求めていくことを検討する。

(参考)60歳代以降の在職老齢年金制度について

○60歳～64歳 ※図1を参照

- ・ 賃金(ボーナス込み月収)と年金(定額部分(65歳以降における基礎年金に相当)も含む)の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・ 賃金が46万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。
- * 平成16年改正により、在職中に一律2割の年金を停止していた仕組みを廃止。

○65歳～69歳 ※図2を参照

- ・ 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が46万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。(平成12年改正で導入)
- * 基礎年金は支給停止の対象外であり全額支給する。

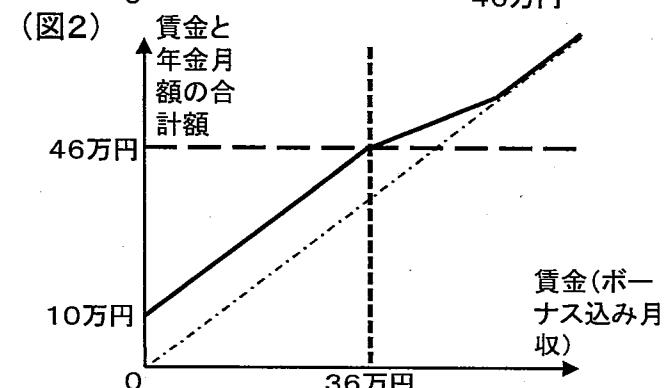
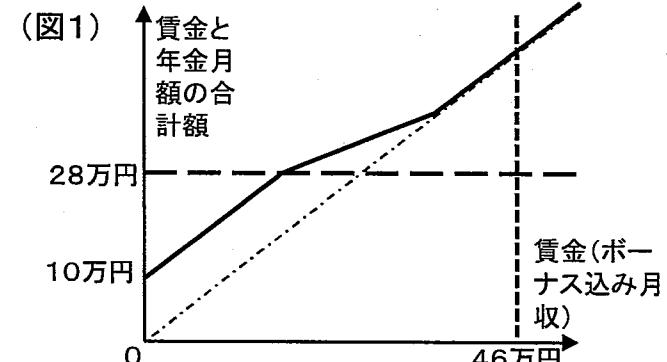
○70歳～ ※図2を参照

- ・ 65歳～69歳と同じ取扱い(ただし、保険料負担はなし)。
- * 平成16年改正前は支給停止を行わず、年金を全額支給していた。

(参考) 現行制度での在職老齢年金制度の適用状況

	年金の一部または全部が支給停止されている者の数	支給停止されている額(総額)
60歳～64歳	約120万人	約1.0兆円
65歳～	約10～20万人	約0.1～0.2兆円

※平成21年度ベース(年金局調べ、推計値)



(※)いずれも、年金受給額は10万円と仮定(図1では定額部分と報酬比例部分の合計額、図2では報酬比例部分のみの額) 9

育児期間中の者に係る配慮措置の拡充

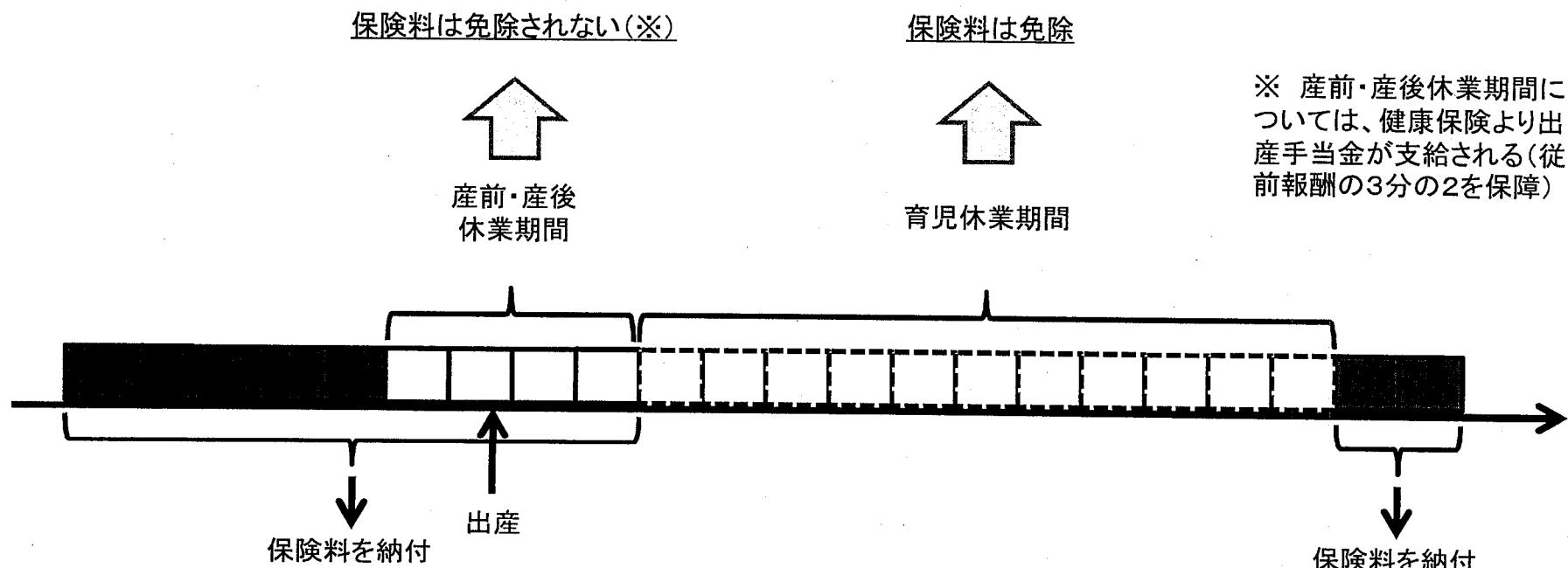
<現状>

- 被用者が育児休業を取得した場合、その期間中は、本人分、事業主分とも保険料が免除され、年金は従前の報酬を基に計算できる制度がある。

<改革の方向性>

- 次世代育成の観点から、厚生年金の被保険者について、育児休業期間に加え、産前・産後期間も、同様に年金保険料は免除し、将来の年金給付には反映させる制度の対象とすることについて検討する。

(参考)育児休業期間中の保険料免除について(現行制度)



<現状>

- 被用者年金が職域ごとに分立しており、特に、共済年金と厚生年金を比較すると、2階部分の給付設計は同じであるものの、保険料率や職域部分を含めた給付水準、給付設計が異なっている。

<改革の方向性>

- 以下の措置等を行うことを検討する。
 - ・厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
 - ・共済年金の1階、2階部分の保険料率については、早期に厚生年金に揃える。
 - ・遺族年金などの共済年金と厚生年金との給付の要件の差については、原則として厚生年金に揃える。

(参考1) 平成19年に提出された被用者年金一元化法案の概要

○ 法律案の趣旨

制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

○ 法律案の概要

- ① 被用者年金の大半を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
- ③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
- ④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
- ⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。(新3階年金については、別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施する趣旨を附則に規定)
- ⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)
- ⑦ 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)

※本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出したが、審議未了のまま衆議院解散(平成21年7月21日)により廃案となった。

(参考2) 厚生年金及び共済年金の保険料率

	厚生年金	国家公務員共済・地方公務員共済	私立学校教職員共済
現在(平成23年4月)	16. 058%	15. 508%(※)	12. 938%(※)
最終保険料率	18. 3%(平成29年度)	19. 8%(平成35年度)(※)	19. 4%(平成42年度)(※)

※ 職域部分
も含めた保
険料率

最低保障機能の強化

受給資格期間の短縮

<現状>

- 国民年金の制度の下で、25年という受給資格期間を設定しているが、諸外国と比べても長い期間設定であり、ある程度、納めた保険料に応じて給付を受けられるようにすべきではないか、という指摘がある。

<改革の方向性>

- 納付した保険料を年金受給につなげやすくする観点から、受給資格期間を、現在の25年から短縮することを検討する。

(参考1)無年金者数の推計及び保険料納付期間の分布

- ・ 無年金見込み者を含めた無年金者は、最大約118万人と推計。
- ・ そのうち、一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計（平成19年社会保険庁調べ）。
- ・ 合算対象期間や、共済組合期間など（旧）社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

○65歳以上の者のうち今後保険料を納付しても25年に満たない者（約42万人）の納付済期間別分布

（平成19年（旧）社会保険庁調べ）

納付済期間	10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。

(参考2)納付期間が短い者に、納付期間に応じた老齢基礎年金を支給する場合の月額

		免除なし	半額免除	全額免除
現行 制度	40年	65,741円	49,308円	32,875円
	25年	41,091円	30,816円	20,541円
試算	20年	32,875円	24,650円	16,433円
	10年	16,433円	12,325円	8,216円

※1 半額免除又は全額免除の年金額については、例えば、20年の場合、免除申請に基づく期間が20年(半額免除の場合は当該期間に係る保険料納付が前提)あり、残りの20年は未納として計算。全額免除の場合の年金額は2分の1の水準で計算。

※2 年金額は平成23年度

(参考3)諸外国の受給資格期間

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給資格期間	25年	40加入四半期 (10年)	なし (2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性11年、女性9.75年の加入期間が必要)	5年	なし	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)

低所得者への加算

<現状>

- 老齢基礎年金の満額は月額約6.6万円であるが、実際の平均受給額は月額約5.4万円であり、そのうち、いわゆる2階部分のない「基礎年金のみ」の受給者の平均受給額は、月額約4.85万円である。

<改革の方向性>

- 現在低年金となっている者の支援のため、低所得者である老齢年金受給者に対し、基礎年金額を定額又は定率で加算して支給する制度を検討する。
- 低所得者の範囲については、所得が低くても一定以上の資産を持っている者も対象とするのかを含め、引き続き検討する。

(参考1)低年金・無年金が発生する理由について

- 年金の額の算定の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に満たないこと

- ・ 昭和61年3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者

⇒ この場合、昭和61年3月以前の期間は、合算対象期間(いわゆる「カラ期間」となるので、年金額の計算には反映されない。(これは、昭和61年4月の基礎年金制度導入前は、被用者本人に配偶者加給を支給することで世帯としての年金保障を行うこととしていたためであり、現行制度においても配偶者加給に代わるものとして、生年月日に応じた振替加算が行われている。)

- ・ 被保険者期間に免除期間を有する者

⇒ この場合、免除期間は保険料を納付した月数に対して、4分の1免除された期間は6分の5、半額免除された期間は3分の2、4分の3免除された期間は2分の1、全額免除された期間は3分の1で年金額が計算されることになる。

- ・ 未納・未加入の状態であった期間を有する者

⇒ この場合、未納・未加入の状態であった者は満額の納付月数(原則40年)に満たなくなったり、受給資格期間(原則25年)に満たず無年金状態になったりする。

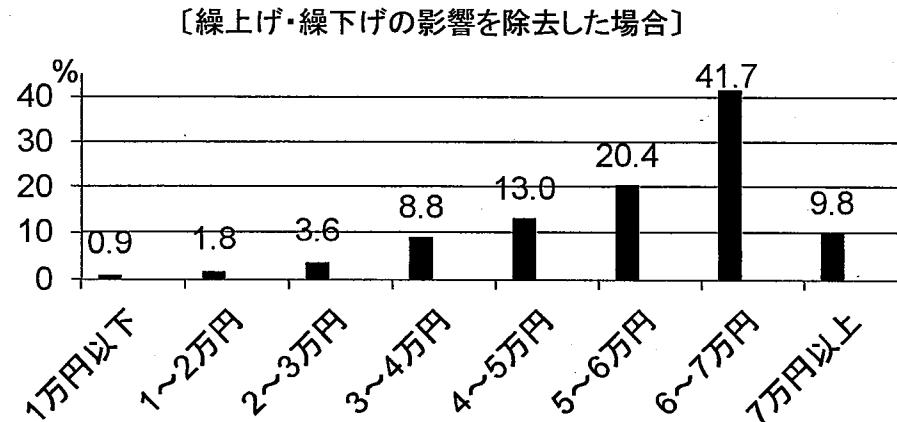
- 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された老齢基礎年金等を受給していること

- ・ 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、昭和16年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%となっている。
 - ・ 老齢基礎年金等の繰上げ受給を選択した者の割合は、平成21年度においては、受給者全体で約44%、新規裁定者で約23%。なお、かつては新規裁定者のうち8割近くが繰上げ受給を選択していたこともあった。

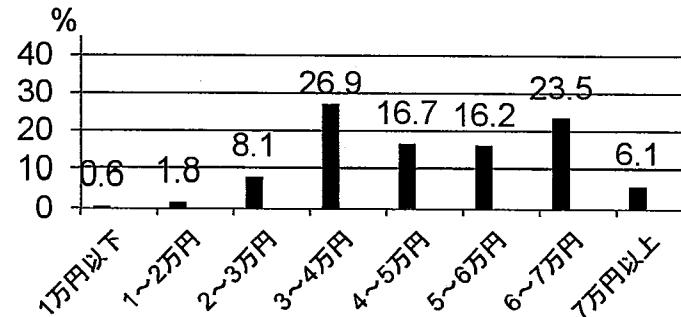
(参考2) 繰上げ・繰下げ受給の影響について

・老齢基礎年金のみの受給者の年金月額については、繰上げ・繰下げの影響を除去した場合には、6万円以上7万円未満である者が41.7%と最も多くなっている。一方で、実際に支給されている額である繰上げ・繰下げの影響を含めた場合の年金月額については、3万円以上4万円未満である者が26.9%と最も多くなっており、年金月額が4万円未満である者が37.4%を占めており、こうしたことを踏まえた対策が必要。

【老齢基礎年金の年金月額の分布】(平成20年度末現在)

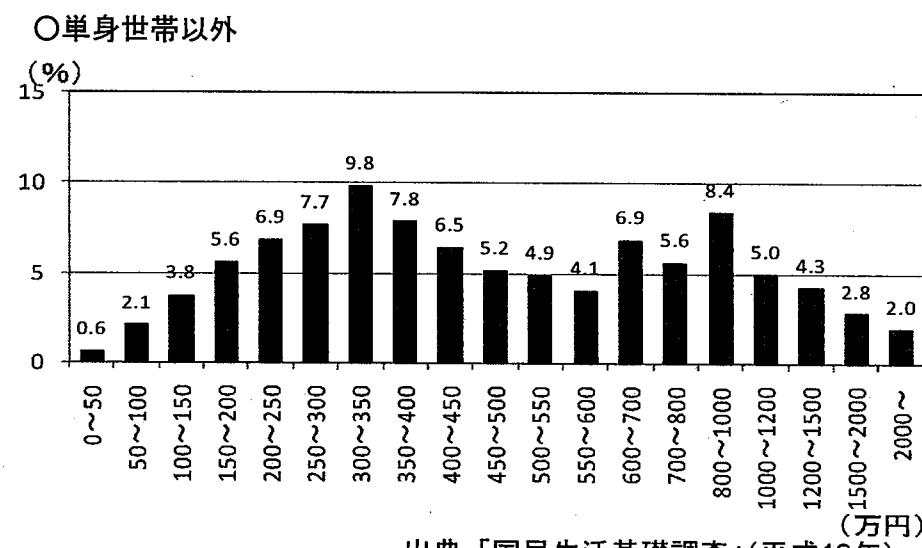
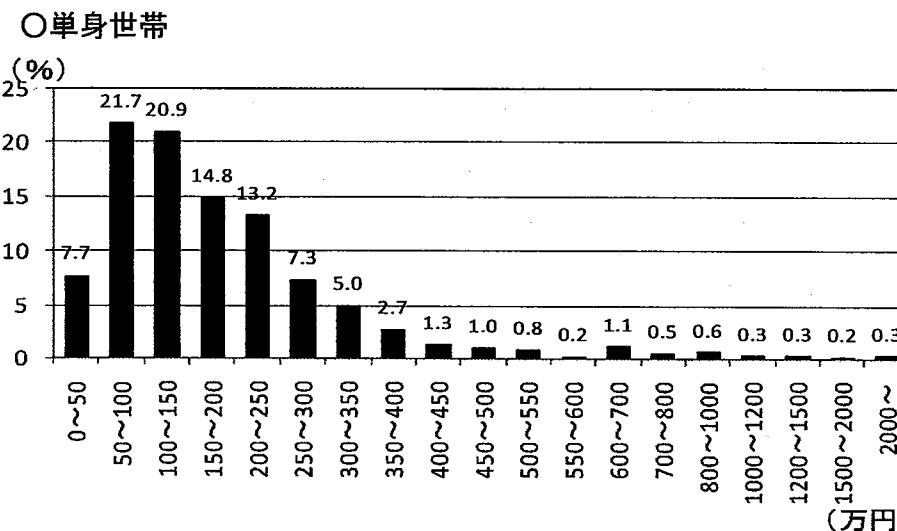


〔繰上げ・繰下げの影響を含めた場合〕



※ 新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金受給権者(5年年金を除く)の受給権者の年金月額の分布。

(参考3)高齢者世帯の所得分布について



出典:「国民生活基礎調査」(平成19年)

高所得者の年金額の見直し

<現状>

- 老齢基礎年金や老齢厚生年金については、受給者の所得の状況等を調査することなく、保険料の納付実績を基にして年金が支給される。
- 老齢基礎年金の給付費の2分の1に国庫負担がなされている。残りの2分の1及び2階部分は保険料により賄われている。

<改革の方向性>

- 低所得者への加算など、最低保障機能の強化策の検討とあわせ、高所得者の老齢基礎年金について、その一部を調整(減額)する制度を設けることを検討する。
※ 既に受給している年金の減額については、憲法の財産権との関係での一定の制約があることから、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討する。
- 高所得者の基礎年金額の調整については、国庫負担相当額までを目安に行うことが考えられる。
- 高所得者の範囲については、引き続き検討する。

(参考1)カナダの年金制度におけるクローバックの仕組みについて

カナダの老齢保障年金(OAS)は、全額税財源により支給される年金制度であるが、受給者のうち、総所得額が一定額(月額5,527.92カナダドル(約46.7万円))を超える場合は、総所得額のうち当該基準額を超える部分の額の15%に相当する額を税として国に払い戻す制度があり、クローバックと呼ばれている。

※ OASの給付額:満額で月額516.96カナダドル(単身・2009年4月現在)。

日本円では約4.4万円(1カナダドル=84.51円で計算。2011年4月1日現在の実勢レートによる)。

(参考2) 過去の議論の経緯

① 社会保障審議会年金部会「年金制度改正に関する意見」(平成15年9月12日)より抜粋

(4) 高所得者に対する給付の在り方・年金課税

＜高額所得者給付制限＞

- 一定以上の高額所得者については給付制限をすべきとの意見があった。これに対しては、同額の保険料を同期間拠出したにもかかわらず、所得・資産によって、給付を制限するのは、拠出に応じた給付の関係という社会保険方式の基本の考え方が損なわれ、保険料拠出意欲を損なうものであり、社会保険制度として問題がある。また、実際にも、現状では、公正な所得調査が現実的に可能かとの問題があると考えられ、慎重な検討が必要である。

② 社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理－年金制度の将来的な見直しに向けて－」

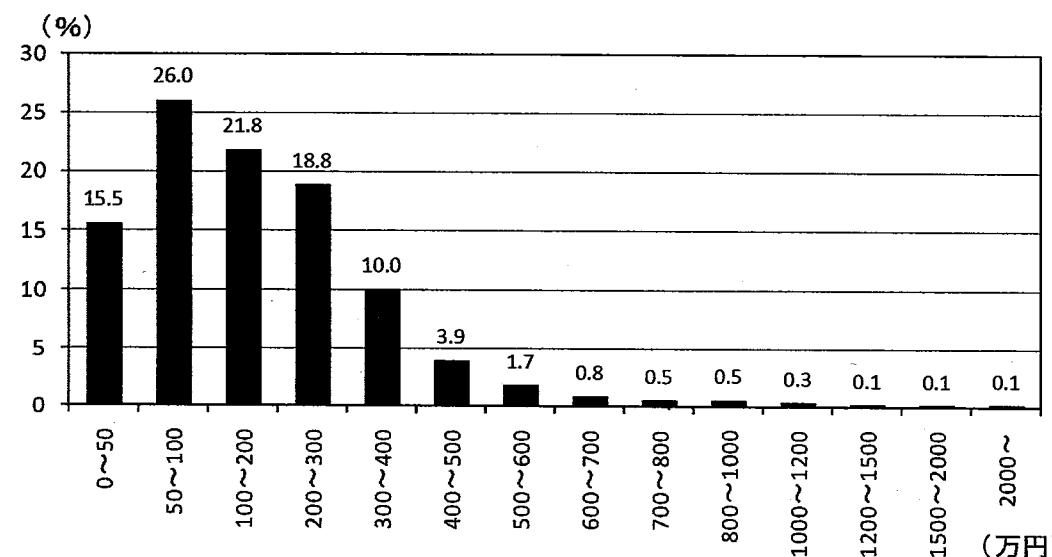
(平成20年11月27日)より抜粋

(その他)

- 以上の低年金・低所得者に対する年金給付の見直しに併せて、クローバックなど高所得者に対する年金給付の扱いについて、世代間・世代内の公平性や年金給付の権利性の観点、年金課税との関係も踏まえつつ、更に検討を進めるべきである。

(参考3) 老齢年金受給者の所得の分布図

【「老齢年金受給者実態調査」(平成18年度、厚生労働省)による老齢年金受給権者の本人収入の分布】



能力に応じた負担を求める方向性

標準報酬上限の引き上げ

<現状>

- 厚生年金の標準報酬月額の上限は62万円であり、健康保険(121万円)より低く設定されている。このことは、将来の年金が高くなりすぎないようにする効果があるが、報酬の高い者について、結果として報酬に対する実負担率が低くなっている。

<改革の方向性>

- 高所得者について、負担能力に応じてより適切な負担を求めていく観点に立ち、厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に見直すことを検討する。また、標準報酬上限を引き上げた際の給付への反映の在り方についても検討する。

(参考)年金と健康保険の標準報酬月額の変遷(昭和48年以降)

	年金			健康保険		
	上限	下限	等級数	上限	下限	等級数
昭和48年	200,000	20,000	35	200,000	20,000	35
昭和51年	320,000	30,000	36	320,000	30,000	36
昭和53年				380,000	30,000	39
昭和55年	410,000	45,000	35			
昭和56年				470,000	30,000	42
昭和59年				710,000	68,000	39
昭和60年	470,000	68,000	31			
平成元年	530,000	80,000	30			
平成4年				980,000	80,000	42
平成6年	590,000	92,000	30	980,000	92,000	40
平成12年	620,000	98,000	30			
平成13年				980,000	98,000	39
平成19年				1,210,000	58,000	47

<現状>

- 現行年金制度においては、長期的な財政安定を図るため、①上限を固定した上での保険料引き上げ、②基礎年金国庫負担の2分の1への引き上げ、③支給開始年齢の引上げ、④マクロ経済スライドの導入、⑤積立金の活用といった措置が採られている。
- ただし、これらの措置が効果を発揮できていなかったり、これらの措置を決めたとき以降にも更に社会経済の状況の変化が生じているという状況にある。

<改革の方向性>

- 年金財政の持続可能性の確保のため、定められている措置を着実に実施に移すとともに、状況の変化に応じた措置の見直しについても検討する。

(参考)現行年金制度における長期的な財政安定化策

①上限を固定した上での保険料引上げ(平成16年改正)

平成29(2017)年度以降の保険料水準を固定し、それまで段階的に保険料を引き上げることとした。(※保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

厚生年金:18.30%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

国民年金:16,900円(平成17年4月から毎年280円引上げ) (平成16年度価格)

②基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ(平成16年改正)

所要の安定的な財源を確保する税制抜本改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げることが法律上明記された。

平成21年度・平成22年度は臨時財源により2分の1としたが、平成23年度以降について、安定財源は確保されていない。

③支給開始年齢の引上げ(平成6年・12年改正)

60歳代前半の年金の支給開始年齢について、定額部分・報酬比例部分をそれぞれ12年かけて引上げている。(※支給開始年齢は、引上げ過程も含めて法律に明記)

④マクロ経済スライドの導入(平成16年改正)

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整する仕組みを導入した。

※標準的な年金給付水準(平成21年財政検証結果) 62.3%(2009年度) → 50.1%(2038年度以降)

※年金額が増えない経済状況下では発動されないようなルールとなっており、現時点では機能していない。

⑤積立金の活用(平成16年改正)

当面は計画的に取り崩し、保険料率及び支給開始年齢が引き上がった後に積み増し、2070年頃の高齢化のピーク時においても急激な負担増とならないようにすることとした。

基礎年金国庫負担2分の1の維持

<現状>

- 平成16年の年金制度改革における財政安定化策の柱の一つである基礎年金国庫負担2分の1について、安定財源が確保されていない。
- 平成21・22年度は臨時財源により2分の1を確保し、平成23年度も当初予算においては臨時財源により2分の1を維持することとしていたが、東日本大震災の復興にこの財源を転用することとなり、現時点では、平成23年度分について、穴が空いている状況。

<改革の方向性>

- 年金制度の持続可能性の維持のため、税制抜本改革により安定財源を確保し、基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする。(税制抜本改革実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる。)

(参考1)現行法の仕組み

- 国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第16条の2第1項(抄)

特定年度の前年度が平成23年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで(平成22年度以前の年度を除く。)の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について附則第14条の2前段の規定の例により算定して得た差額(*)に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(*)「差額」は、基礎年金国庫負担割合を「 $1/3 + 32/1000$ 」から「 $1/2$ 」に引き上げるために必要な額

※特定年度から基礎年金の国庫負担は2分の1となり、それまでの間は、36.5%である。

- 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条(抄)

政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代(平成22年から平成31年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

(参考2)所要財源

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎年金給付費	18.5	19.3	20.5	21.1	21.5
公費負担額	7.1	7.4	10.2	10.6	10.9
(うち国庫分)	6.6	6.9	9.6	9.9	10.2
2分の1の維持に要する費用	(2.3)	(2.4)	2.5	2.6	2.7
(うち国庫分)	(2.2)	(2.2)	2.3	2.4	2.5

(注1)表示単位未満を端数処理している。

(注2)基礎年金給付費は、基礎年金拠出金ベースの数値としている。

(注3)公費負担額の割合については、平成19年度～平成20年度までは36.5%、平成21年以降については50%で計算している。

(注4)括弧書きの国庫分は、国民年金、厚生年金、国家公務員共済組合、私学共済の国庫負担額の合計である。

(参考3)現在国会に提出中の「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」が成立した場合の、「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)の規定(抄)

(平成23年度における基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特例)

第14条の3 国庫は、平成23年度における「基礎年金の給付に要する費用」の一部に充てるため、同年度について、「36.5%」のほか、「2分の1」と「36.5%」との差額に相当する額を負担する。

この場合において、政府は、予算で定めるところにより、当該額及び同年度において当該額が年金特別会計国民年金勘定に繰り入れられたとした場合に生じるものと見込まれる運用収入に相当する額の合算額に達するまでの金額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して、一般会計から年金特別会計国民年金勘定に繰り入れるものとする。

第16条の2 特定年度の前年度が平成24年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで(平成23年度以前の年度を除く。)の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について「2分の1」と「36.5%」の差額に相当する額を国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

2 (略)

※簡単化のため、条文に、一部、省略・修正を加えている。

(参考4)「平成23年度第1次補正予算等について」

(民主党政策調査会長・自由民主党政務調査会長・公明党政務調査会長、平成23年4月29日)(抄)

1. 子どもに対する手当の制度的なあり方や高速道路料金割引制度をはじめとする歳出の見直し及び法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める。

また、平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成23年度第2次補正予算の編成の際にその見直しも含め検討を行う。

これらを前提として、特例公債を発行可能とするための法案について、各党で、成立に向け真摯に検討を進める。

2. 復旧・復興のために必要な財源については、既存歳出の削減とともに、復興のための国債の発行等により賄う。復興のための国債は、従来の国債と区別して管理し、その消化や償還を担保する。

3. 年金財政に対する信頼を確保するためにも、社会保障改革と税制改革の一体的検討は必須の課題であり、政府・与党は、実行可能な案を可及的速やかにかつ明確に示し、国民の理解を求める。

支給開始年齢

<現状>

- 平成6年及び平成12年の年金制度改革により、年金の支給開始年齢を段階的に引き上げている。また、その際、高齢者雇用施策についてもあわせて推進している。

<改革の方向性>

- 現在進行している支給開始年齢の引き上げとの関係や高齢者雇用の進展の動向等に留意しつつ、中長期的に、支給開始年齢の在り方について検討することとする。

(参考1)支給開始年齢について

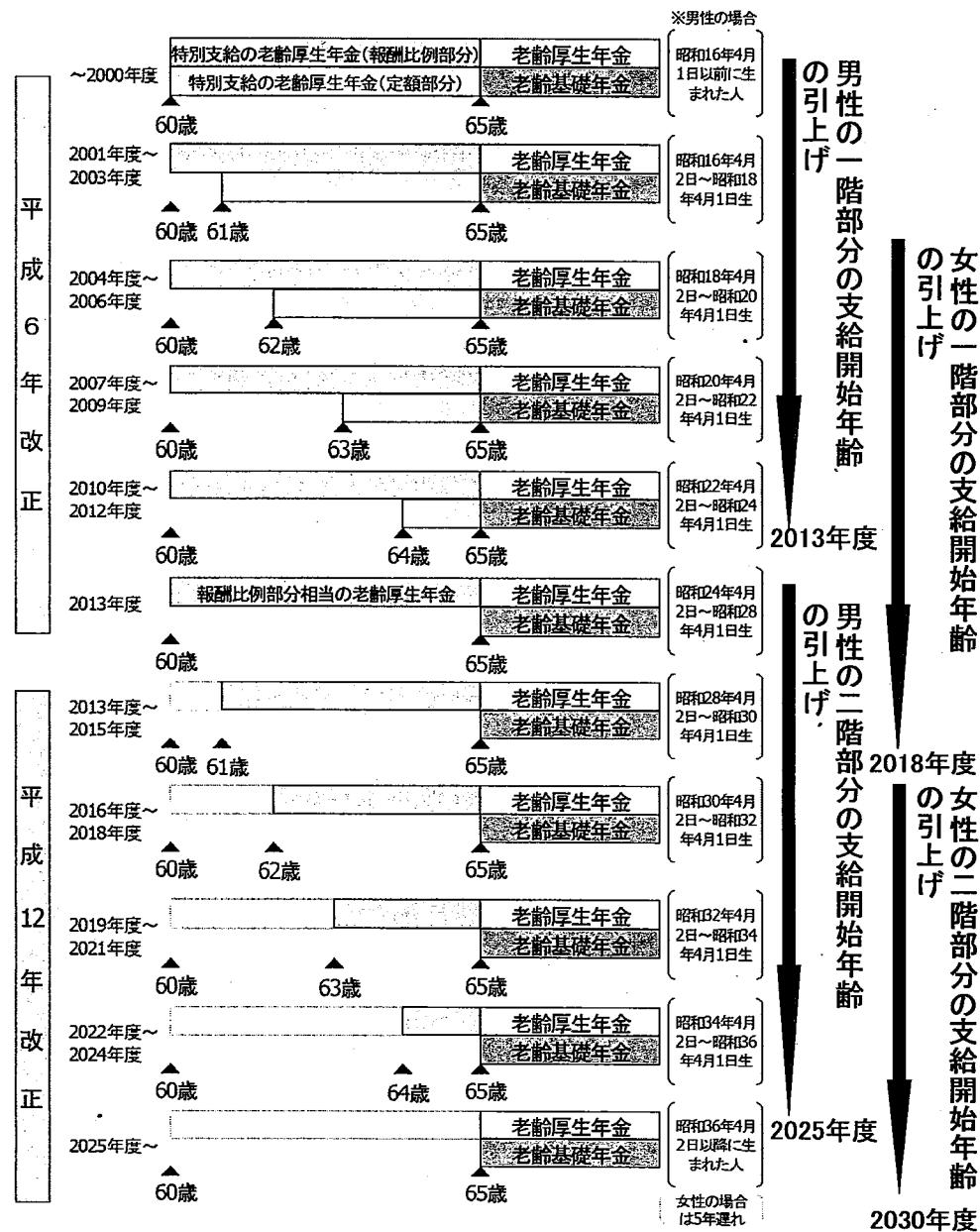
- ・ 現在、男性は2025年度まで、女性は2030年度までかけて、段階的に65歳まで引き上げる途中にある。
なお、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務年齢を段階的に引き上げている。
- ・ ただし、このスケジュール終了後、速やかに引き上げを検討すべきとの意見や、スケジュールを前倒すべきとの意見等がある。

※具体的なスケジュールについては、参考3及び参考4を参照。

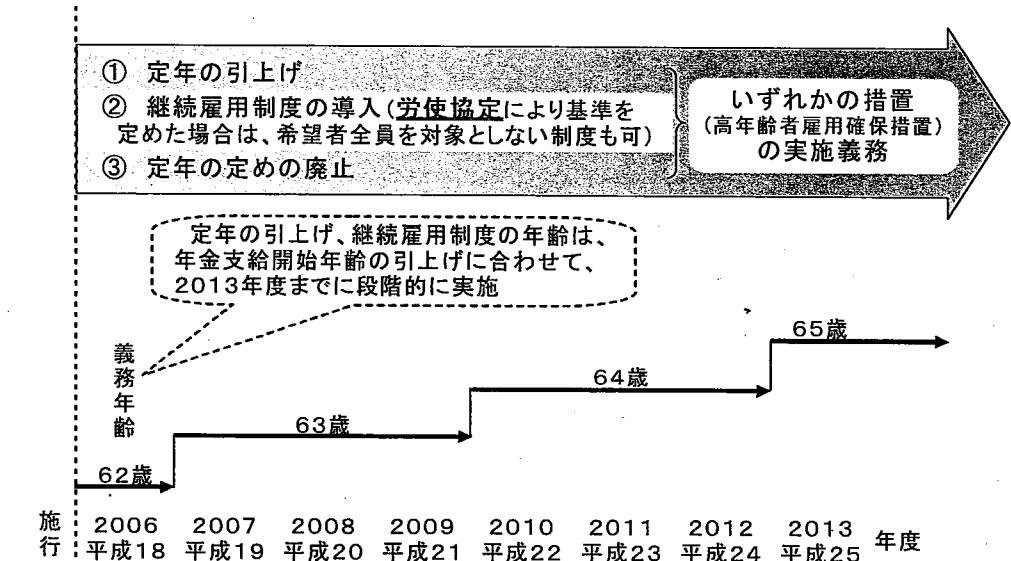
(参考2)諸外国の支給開始年齢

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
支給開始年齢	国民年金(基礎年金):65歳 厚生年金保険:60歳 ※男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男性:65歳 女性:60歳 ※女性は2020年までに65歳に引上げ ※さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ	65歳 ※2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳 ※2018年までに62歳に引上げ	61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)

(参考3)支給開始年齢の引き上げのスケジュール



(参考4)高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務付け



(参考5)今後の高年齢者雇用に関する研究会について

高年齢者雇用施策に関しては、現在、学識経験者による研究会「今後の高年齢者雇用に関する研究会」(座長:清家篤慶應義塾長)が開催されており、公的年金支給開始年齢(報酬比例部分)の65歳への引上げが開始される平成25年度を目前に控え、意欲と能力のある高年齢者が、長年培った知識や経験をいかして働くことができ、その生活の安定を図ることができる社会の実現に向け、①希望者全員の65歳までの雇用確保策、②年齢に関わりなく働ける環境の整備等について検討が進められている。

デフレ経済下のマクロ経済スライドの在り方

<現状>

- 平成16年の年金改正の財政安定化策の柱の一つであるマクロ経済スライドは、物価、賃金が上昇している際に、年金額の上昇幅を抑制する仕組みであるが、近年、物価及び賃金が低下傾向であり、まだこの仕組みは発動していない。
- 年金財政の安定のためには、物価及び賃金が低下している際にも、さらに年金額を減額して調整すべきとの意見がある。

<改革の方向性>

- デフレ経済下においては、現行のマクロ経済スライドの方法による年金財政安定化策は機能を発揮できないことを踏まえ、デフレ経済下における年金財政安定化方策の在り方について検討する。

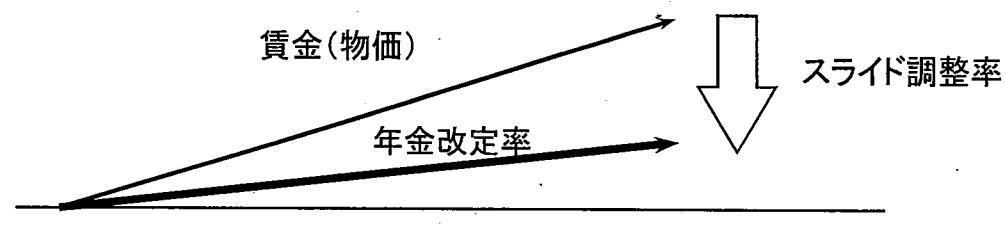
(参考1)マクロ経済スライドについて

- 平成16年の年金制度改正において、保険料収入に上限を設け、その範囲内で給付を調整するために導入された仕組みである。具体的には、年金額計算の際、物価や賃金が上昇した際に、それをそのまま年金額に反映させるのではなく、スライド率を調整することにより、年金額の伸びを抑制し、給付を調整することとなる。
- 具体的には、労働力人口の減少及び平均余命の伸びに応じた率(平均で毎年約0.9%(平成16年当時の見込み))を、毎年の年金額のスライド率から控除することで、年金の給付水準を抑えようとする仕組みである。これを一定期間継続することにより、標準的な年金給付水準を、現役の手取り収入との比較で、62.3%(2009年度)から50.1%(2038年度以降)にまで引き下げこととなっている(平成21年財政検証結果)。
- しかしながら、年金額の引き上げを抑制する措置であり、名目額を減らしてまでは調整を行わないなどというルールを併せて定めている(詳細は参考2参照)ため、デフレ経済下では、そもそも年金額が上昇しないことから、増額幅を抑える方策であるマクロ経済スライドの仕組みが発動できていない状況にある。

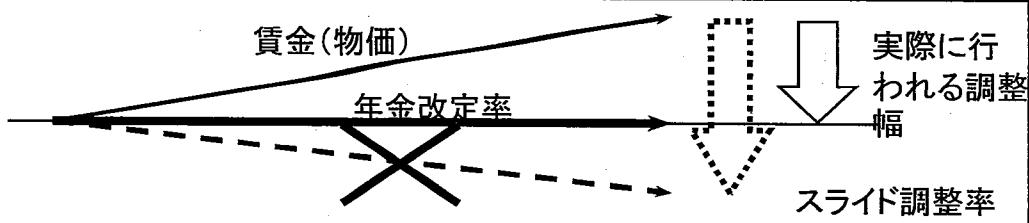
(参考2)マクロ経済スライドの仕組み

- 一人当たり手取り賃金や物価がある程度上昇し、スライド調整を行っても一定程度は上昇する又は額が変わらない場合には、そのまま適用する。【図1】
- しかし、一人当たり手取り賃金や物価の伸びが小さく、適用した場合には名目額が下がってしまう場合には、調整は名目額を下限とする。したがって、名目の年金額が減少することはない。【図2】
- また、一人当たり手取り賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、賃金や物価の下落分は年金額を下げるが、それ以上に年金を下げることはしない。【図3】

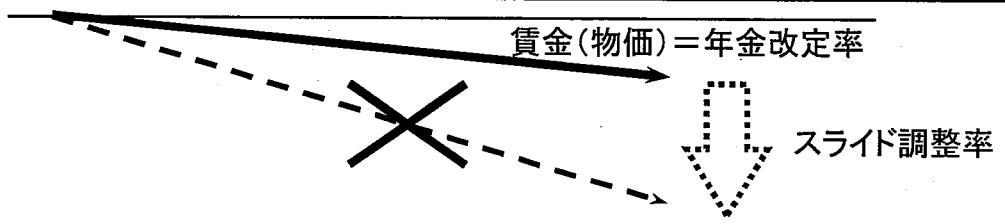
【図1】ある程度、賃金(物価)が上昇した場合



【図2】賃金(物価)上昇が小さい場合



【図3】賃金(物価)が下落した場合



(参考3)デフレ経済下でマクロ経済スライドを発動すべきとの意見について

- 年金財政の安定化又は世代間公平の観点から、デフレ経済下でもマクロ経済スライドが発動する仕組みとすべきとの意見がある。
- 物価及び賃金が低下傾向にある際には、基本的には年金額も物価又は賃金の下落に応じて減額改定されることとなるが、これに対してマクロ経済スライドを適用すると、通常の物価又は賃金の下落幅を上回って、年金額を減額して調整する(例えば物価が0.1%下がり、年金も0.1%減額するような場合に、これに0.9%分を加算して、1.0%の年金減額を行う)ことになる。

公的年金制度を支える業務運営・システムの改善

新しい年金制度を検討するに際しては、年金制度を運用するための業務処理体制やシステムに関する現在の課題にも適切に対処していくことが必要。

①日本年金機構の業務処理体制の在り方

<現状>

- ・事務処理誤りの未然防止・再発防止といった内部統制強化の観点から、業務の標準化を進める必要。
- ・国民は必ず法令に定められたとおりに手続を行い、また、行政も誤りなく業務処理を行うものである(無謬性)といふこれまでの年金制度の運営の前提にとらわれない取組が必要。

<取組の方向性>

- ・日本年金機構における全国統一的な業務処理の確立に向け、より一層の業務の標準化・徹底を図る。
- ・引き続き、行政と国民双方が年金記録の確認を行なながら、業務運営を進める。

②制度運用に関する課題への対応

<現状>厚生年金の適用対象にもかかわらず未適用となっている事業所や国民年金保険料の納付率の低下といった課題がある。

<取組の方向性>厚生年金の未適用事業所の正確な実態把握や国民年金保険料の納付率の向上に向けた取組など国民年金・厚生年金の適用・徴収対策の推進を図る。

③年金記録の管理に関する課題への対応

<現状>年金記録問題や第3号被保険者の記録不整合問題といった課題がある。

<取組の方向性>

- ・年金記録問題については、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せを優先順位をつけた上で効率的に実施するなどの解決に向け、取り組む。
- ・第3号被保険者の記録不整合問題については、法的措置による抜本改善策の具体化に向け、取り組む。

④社会保険オンラインシステムの見直し

<現状>社会保険オンラインシステム全体の最適化や調達・運用・保守のコストなどが課題。

<取組の方向性>新しい年金制度の検討状況を踏まえつつ、オープン化(システム刷新)の準備作業を行うとともに、各種契約コストの縮減等に向けた取組を行う。

年金改革の費用の考え方（イメージ）

【機能強化】

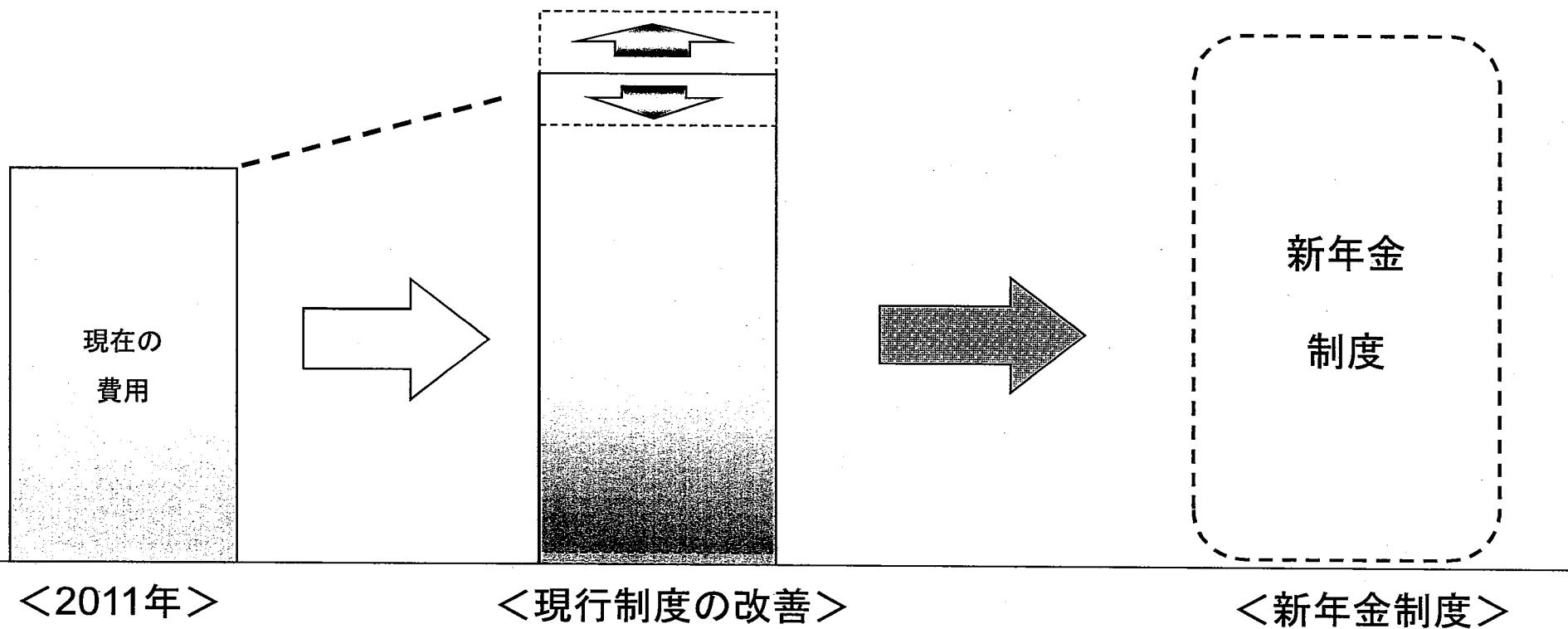
- 厚生年金適用拡大
- 低所得者への加算
- 受給資格期間の短縮
- 基礎年金国庫負担1／2の維持など

【効率化・重点化要素】

- 高所得者の年金給付の見直し
- デフレ経済下のマクロ経済スライドのあり方
- 支給開始年齢など

【新年金制度】

- 全ての職種が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付となる所得比例年金
- 高齢期にこれだけは受給できるという額を明示する最低保障年金



第1回社会保障審議会年金部会
平成23年8月26日

資料2

基礎年金国庫負担について

平成16年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

平成16年の年金制度改革においては、今後更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたり年金制度を持続的で安心できるものとするため、給付と負担の両面にわたる見直しを実施し、新たな年金財政のフレームワークを構築。

※ 5年ごとに法律に基づき、財政検証(長期的な財政収支の見通しを作成し、16年改正の財政フレームの有効性を確認)。最新の財政検証は平成21年に実施した。

16年改正のフレームワーク

① 上限を固定した上で保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定（※保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記）
厚生年金: 18.30% (労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
国民年金: 16,900円 (平成17年4月から毎年280円引上げ) (平成16年度価格)
【参考】現在の保険料: 厚生年金16.058% (平成22年9月～) 国民年金15,020円 (平成23年4月～)

② 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子化の中でも年金を受給し始める時点で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回る。
※標準的な年金給付水準(平成21年財政検証結果) 62.3%(2009年度) → 50.1%(2038年度以降)
【参考】現在(平成23年度)の年金額: 基礎年金(40年加入): 月額65,741円 厚生年金(夫婦2人分の標準的な年金額): 月額231,648円

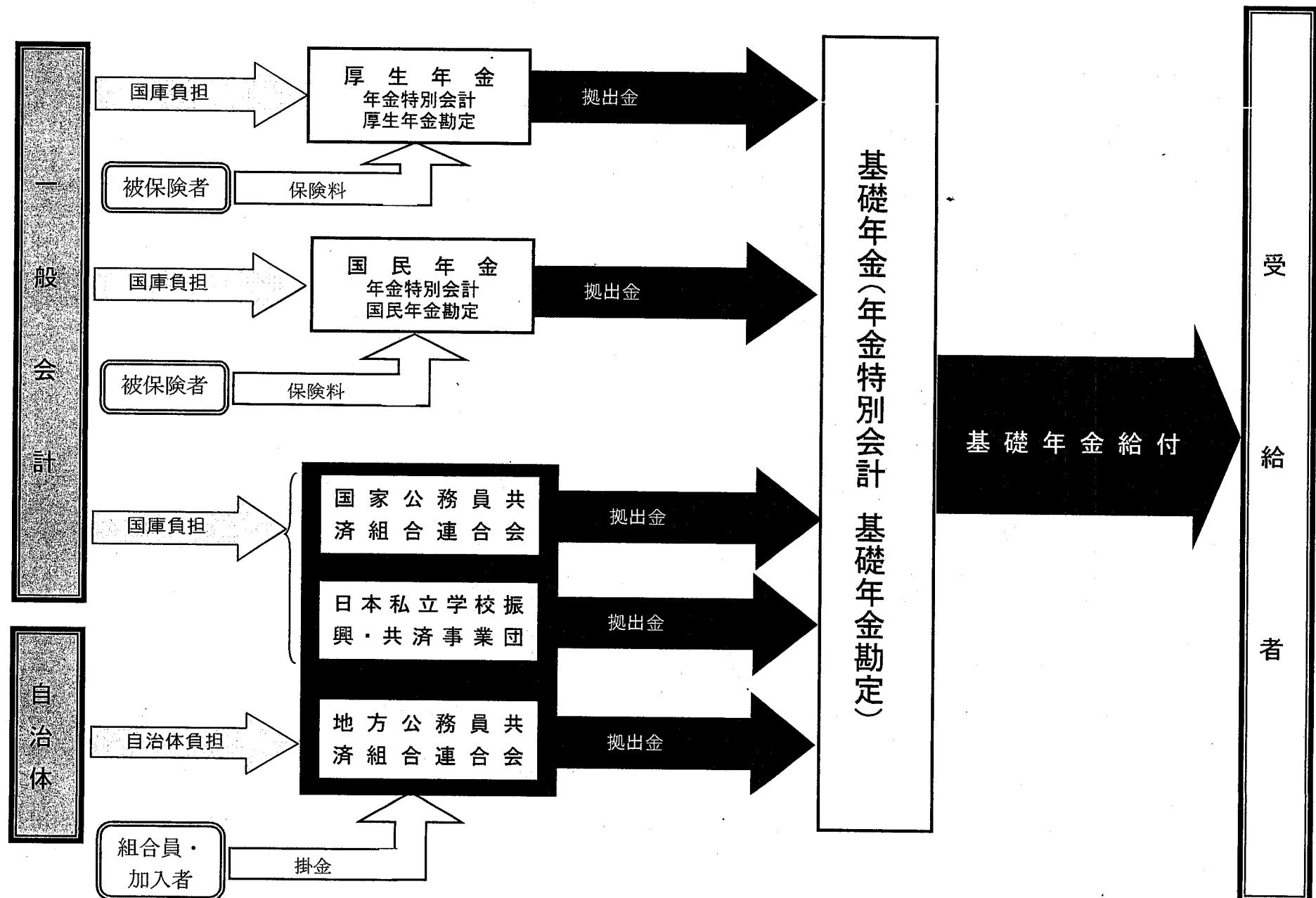
③ 積立金の活用

おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる。

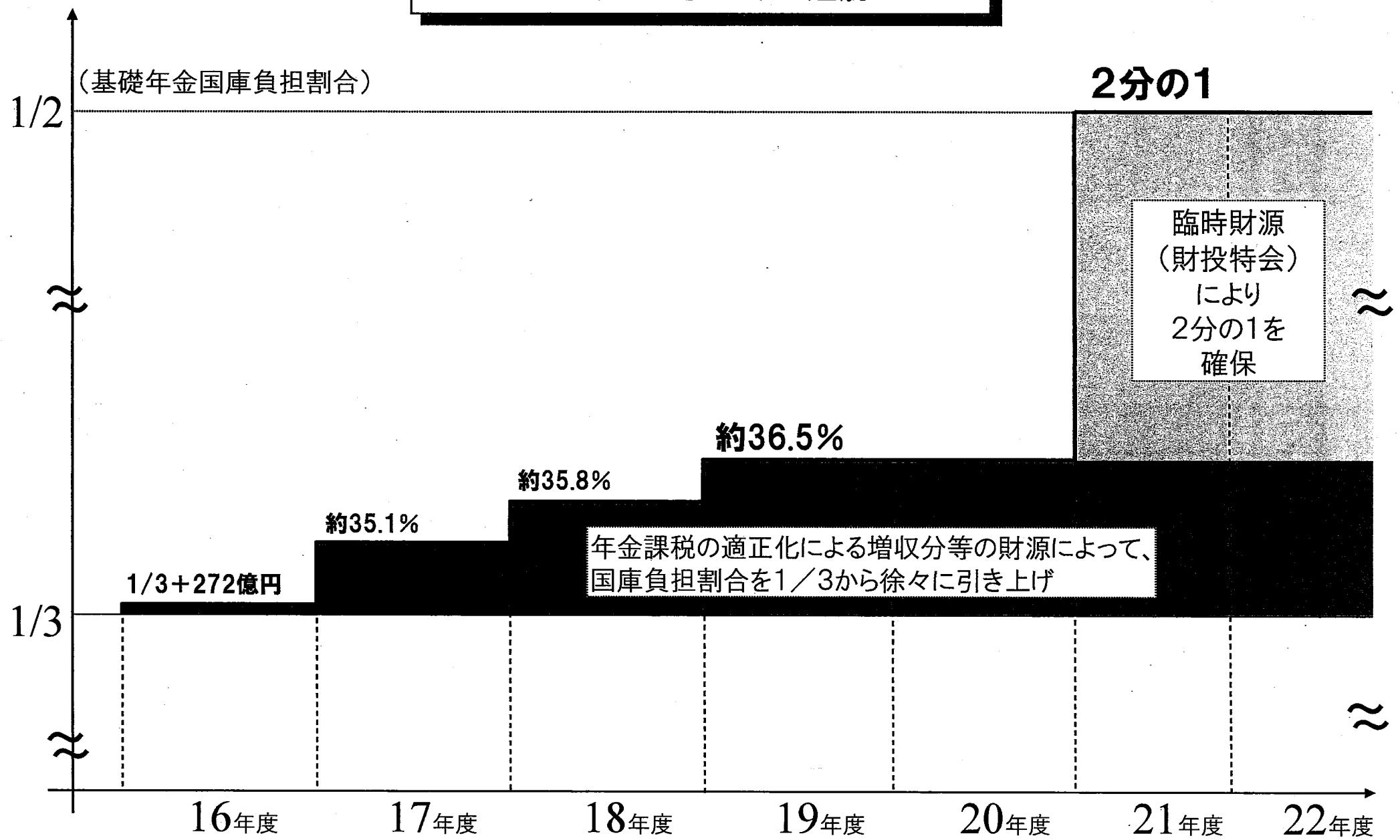
④ 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

所要の安定的な財源を確保する税制抜本改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げることが法律上明記。

基礎年金の費用負担のしくみ



基礎年金国庫負担割合の これまでの引上げの道筋



基礎年金国庫負担の引上げに要する額の見通し (平成23年度予算ベース)

(単位:兆円)

	平成23年度 (2011)
基礎年金給付費	22. 0
公費負担額(1／2)	10. 9(うち国庫10. 2)
1／2の維持に要する費用 (13. 5%分)	2. 7(うち国庫2. 5)

(注1) 公費負担額、1／2の維持に要する費用には、国庫負担のほか、地方公務員等共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。

(注2) 厚生労働省(国民年金・厚生年金)の1／2の維持に要する費用は、2. 4兆円。

現在の条文構造

税制抜本改革によって所要の安定財源を確保した上で、基礎年金国庫負担2分の1を恒久化する。

○国民年金法

第85条第1項 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用…に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 当該年度における基礎年金…の給付に要する費用の総額…の2分の1に相当する額

○国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）

附則第13条第7項 平成19年度から別に法律で定める年度（以下「特定年度」という。）の前年度までの各年度における…国民年金法第85条第1項の規定の適用については、…「の2分の1に相当する額」とあるのは「に、3分の1に1000分の32を加えた率を乗じて得た額」と…する。

附則第16条第1項 特定年度については、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。

○所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）

附則第104条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代（平成22年から平成31年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

21年度・22年度は、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入れにより、臨時の財源を手当てし、国庫で2分の1を負担する。

○国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）

附則第14条の2 国庫は、平成21年度及び平成22年度の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、…・差額（＊）に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成21年法律第17号）第3条第1項の規定により財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

2分の1の恒久化が24年度以降になる場合には、それまでの各年度においても、2分の1との差額を国庫が負担するよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

○国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）

附則第16条の2第1項 特定年度の前年度が平成23年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成22年度以前の年度を除く。）の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について附則第14条の2前段の規定の例により算定して得た差額（＊）に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(*)「差額」は、基礎年金国庫負担割合を「 $1/3 + 32/1000$ 」から「 $1/2$ 」に引き上げるために必要な額

財務大臣・厚生労働大臣・国家戦略担当大臣 合意書
(平成22年12月22日)

平成 23 年度以降の基礎年金国庫負担の取扱いについて

1. 平成 23 年度限りの措置として、基礎年金給付費の 2 分の 1 と 36.5%との差額を国庫の負担とするよう、次の臨時の財源（2.5 兆円）を確保して対応する。
 - （独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務勘定の利益剰余金（1.2 兆円）
 - 財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金・剰余金（1.1 兆円）
 - 外国為替資金特別会計の剰余金（進行年度分：0.2 兆円）
2. 平成 24 年度以降、税制抜本改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までについて、基礎年金給付費の 2 分の 1 と 36.5%との差額を税制抜本改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。

平成 22 年 12 月 22 日

補正予算編成に際して国家戦略担当・財務・
厚生労働3大臣で合意した文書（4月19日）

平成23年度の基礎年金国庫負担について

標記については、「平成23年度以降の基礎年金国庫負担の取扱いについて」（平成22年12月22日 国家戦略担当・財務・厚生労働大臣合意）において取扱いを定めたところであるが、東日本大震災に対処するため必要とする費用の財源を確保する等の観点から、以下のとおりとする。

- 法律上、平成23年度基礎年金国庫負担割合は2分の1であることを明記する。
- ただし、平成23年度の2分の1と36.5%との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れることを併せて法制化することとする。

平成23年4月19日

「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」の内容の変更について

2月14日に国会に提出した法案の概要

→ 変更後の概要(4月28日閣議決定・国会提出)

- 平成23年度について、国庫は、臨時の財源により、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。
 - ・ (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務勘定の利益剰余金(1.2兆円)
 - ・ 財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金・剰余金(1.1兆円)
 - ・ 外国為替資金特別会計の剰余金(0.2兆円)

- 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。

- 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分相当とされている。(平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1)

- 左記の臨時財源を平成23年度の基礎年金に充てる旨を定めている規定を削る。

※ 左記の財源は補正予算に充てられることとなり、そのための法案が別途提出される。

- 以下の趣旨の規定を置く。
 - ・ 平成23年度の基礎年金国庫負担割合は2分の1とする。
 - ・ ただし、平成23年度の2分の1と36.5%との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れる。

→ 変更無し

→ 変更無し

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 概要（修正後）

1. 法案の趣旨

- 平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

- 平成23年度について、国庫は、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。この場合において、政府は、予算で定めるところにより、当該差額及び運用収入に相当する額について、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れるものとする。

➤「税制の抜本的な改革」とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。

➤「運用収入に相当する額」とは、平成23年度において当該差額が年金特別会計に繰り入れられていたならば生じるものと見込まれる運用収入に相当する額をいう。

- 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。

- 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。

➤ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分相当とされている。

※平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1

3. 施行日 公布の日

平成 23 年度第 1 次補正予算等について

1. 子どもに対する手当の制度的なあり方や高速道路料金割引制度をはじめとする歳出の見直し及び法人税減税等を含む平成 23 年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める。

また、平成 23 年度第 1 次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成 23 年度第 2 次補正予算の編成の際にその見直しも含め検討を行う。

これらを前提として、特例公債を発行可能とするための法案について、各党で、成立に向け真摯に検討を進める。

2. 復旧・復興のために必要な財源については、既存歳出の削減とともに、復興のための国債の発行等により賄う。復興のための国債は、従来の国債と区別して管理し、その消化や償還を担保する。

3. 年金財政に対する信頼を確保するためにも、社会保障改革と税制改革の一体的検討は必須の課題であり、政府・与党は、実行可能な案を可及的速やかにかつ明確に示し、国民の理解を求める。

以上、確認する。

平成 23 年 4 月 29 日

民 主 党 政策調査会長 (署名)

自由民主党 政務調査会長 (署名)

公 明 党 政務調査会長 (署名)

民主・自民・公明3党の幹事長による
確認書（平成23年8月9日）

確 認 書

民主党、自由民主党及び公明党の三党は、以下の点について確認する。

一、歳出の見直しについては、以下のとおりとする。

- ・高速道路無料化については平成24年度予算概算要求において計上しないこととする。
- ・高校無償化及び農業戸別所得補償の平成24年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討する。

なお、これらを含めた歳出の見直しについて、平成23年度における歳出の削減を前提に、平成23年度第3次補正予算ならびに平成24年度予算の編成プロセスなどにあたり、誠実に対処することを確認する。

一、上記歳出の見直しと併せ、子ども手当等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度補正予算において減額措置することを、特例公債を発行可能とするための法案の附則に明記する。

一、法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案（その内容を一部切り出して6月22日に成立した法律にあるものを除く）については、復興のための第3次補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議する。

一、東日本大震災復興基本法第8条に規定する復興債の償還財源の具体的な内容や償還ルールなど、あらかじめ決めてることとされているその償還の道筋については、第3次補正予算の編成までに、各党で検討を進める。

一、平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。

一、以上を踏まえて、特例公債を発行可能とするための法案について速やかに成立させることとする。

以上、確認する。

平成23年8月9日

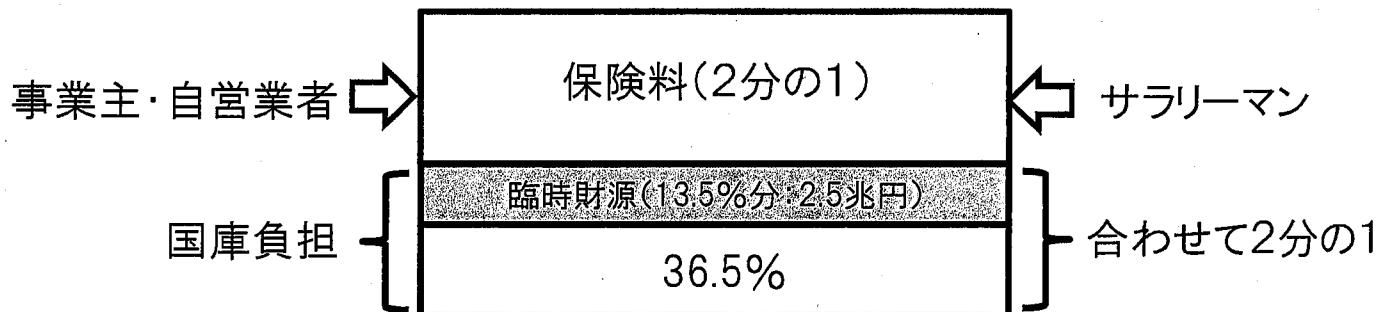
民主党幹事長

自由民主党幹事長

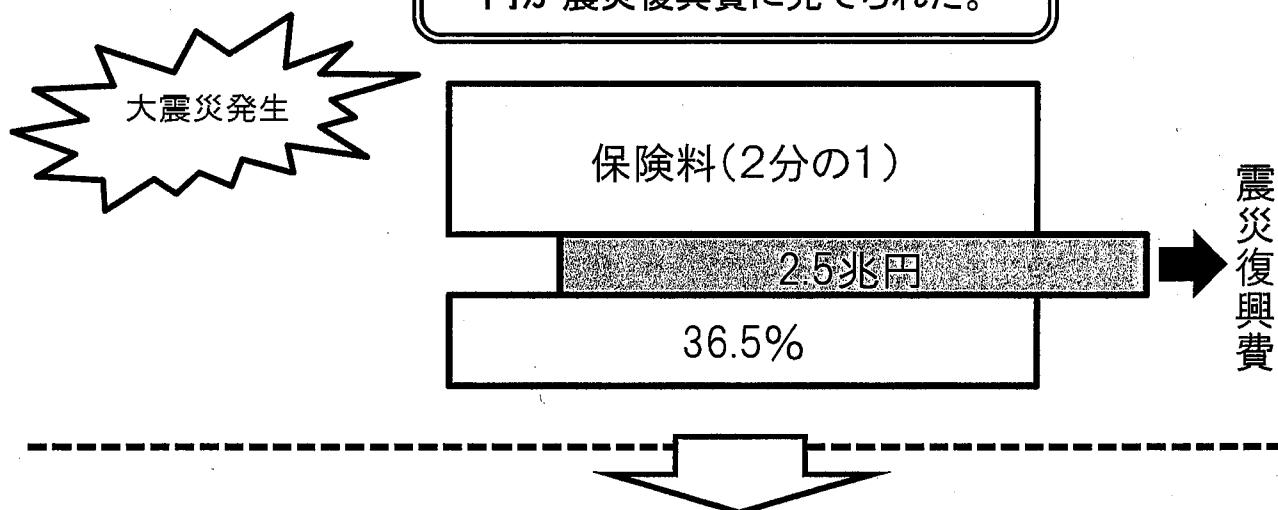
公明党幹事長

平成23年度の基礎年金国庫負担の取扱い

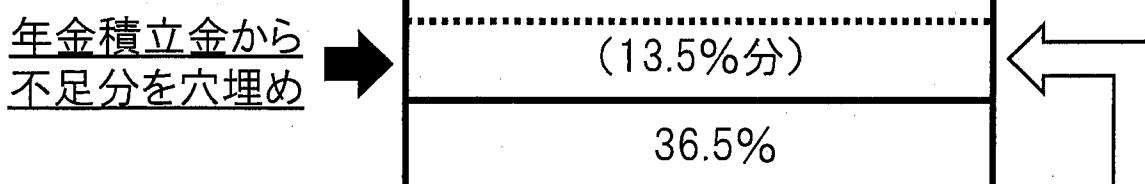
基礎年金給付費 23年度当初予算の姿



第1次補正予算で臨時財源2.5兆円が震災復興費に充てられた。

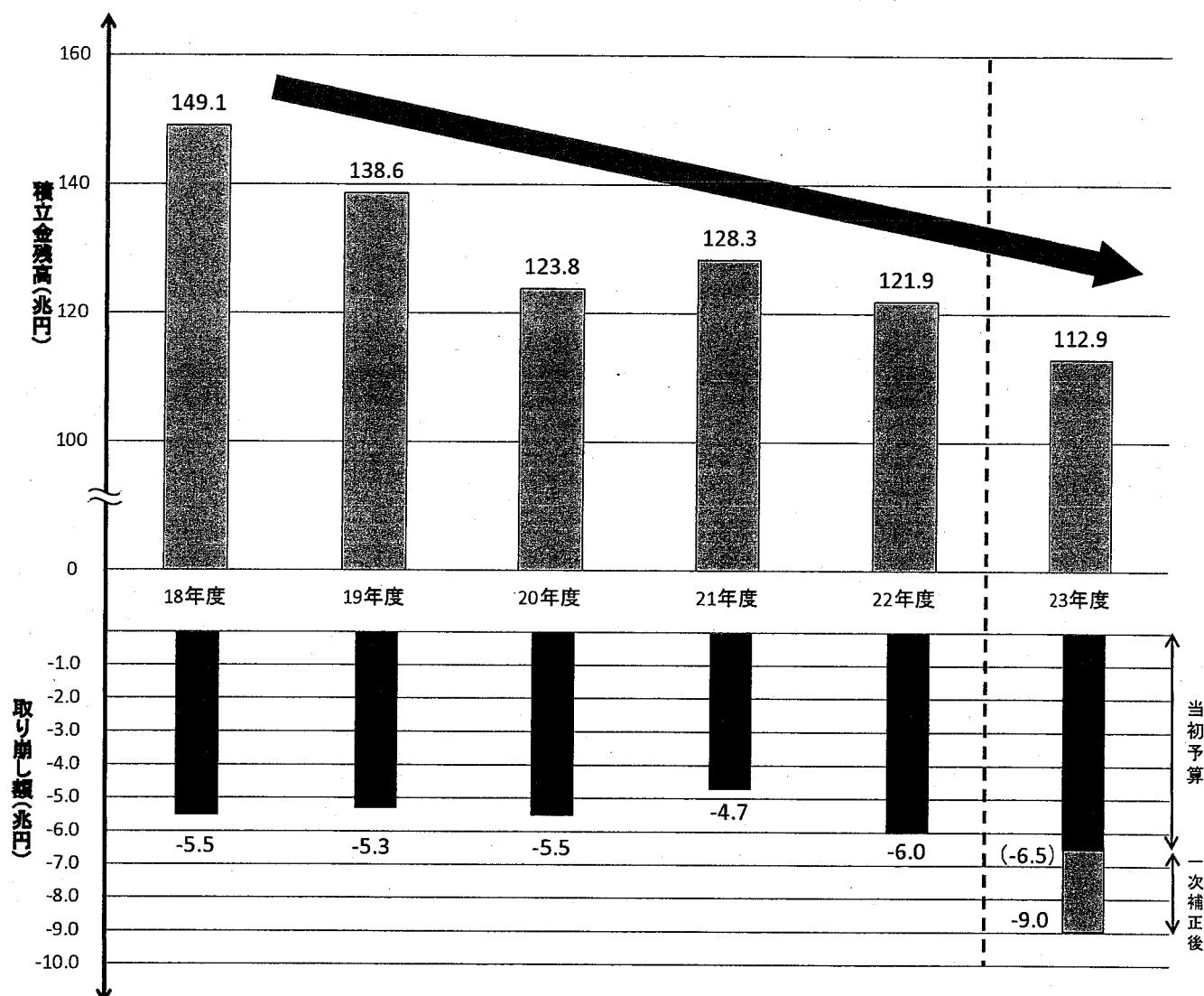


給付費を賄うために、一時的に積立金を充てて対応している。



民主・自民・公明3党幹事長による確認書（8月9日）
「第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。」

年金積立金及び取り崩し額の推移



積立金残高の増減は、平成22年度までは元本の増減と運用による増減とを合わせたもの、23年度については元本のみの増減によるものである。

過去の年金国庫負担の繰延べ状況

1. 厚生年金

平成7年度	4, 150億円
平成8年度	8, 000億円
平成9年度	7, 200億円
平成10年度	7, 000億円
繰延べ額小計	2兆6, 350億円

2. 国民年金

平成6年度	2, 082億円
平成7年度	2, 372億円
繰延べ額小計	4, 454億円

合計(元本相当分) 3兆0, 804億円

(※ 繰延べ分の返済に当たっては、年金財政の安定が損なわれるとのないよう、運用収入相当額を含めて返済することが、法律に規定されている。利子相当分の額は、返済時点において確定するものであり、現段階では確定していない。)

過去の年金国庫負担の繰延べの額に関する最近の国会での議論

(平成23年4月13日 衆議院厚生労働委員会)

○加藤勝信議員（自民） （略）これまで、正直言って、この年金に係る国庫負担というのは繰り延べをされてきた経緯がございます。一部は、繰り入れがその後行われ、解消されているわけでありますけれども、まだ引き続き、国民年金、あるいは厚生年金も、かつてにおいて基礎年金に移行した関係で経過的に国庫負担というのがございますので、こういったものの繰り延べがございました。

まず、年金局長にお伺いをするわけでありますけれども、これまで、過去において繰り延べられていた部分で、まだ引き続き未済になっている、戻ってきていないというものは一体どのぐらいあるのか。元本の部分、また、当然それが運用されていたあれば得ていたであろう運用収入相当額、これがどのぐらいあるのか、まずお示しいただきたいと思います。

○榮畠厚生労働省年金局長 これまで、一般会計から年金特会に繰り入れられなければならぬところ、諸般の事情からそれが繰り入れられずに繰り延べられた国庫負担額の総額につきましては、まだ返ってきていない額としては、厚生年金、国民年金合わせて3兆8百4億円ございます。

なお、これにつけるべき金利相当分につきましては、返ってくる時点において確定するところでございまして、今後の金利変動等でも左右されるところでございますから、現時点で金額を算定することはなかなか困難なところがございます。

以上でございます。

○加藤議員 困難ということですけれども、大体2兆5、6千億というふうに聞いておりますから、両方足せば5兆5、6千億、実は、現時点でも一般会計に対して債権があるということでありまして、これは、私どもが政権下において行つてきたものですから、絶対に戻さなければならないというふうに思っておりますし、法律上も、また各年度のたしか要求においても、従前は、返してくれという事項要求を出していたと思うんですが、間違いないですか。

○榮畠局長 この金額につきましては、これまで概算要求時に事項要求という形で、返してくれということはしてきたところでございます。

○加藤議員 ということですから、もう既に5兆6千あってなかなか戻ってこない、これが今の実態だと私は思います。（以下略）

社会保障改革の安定財源の確保

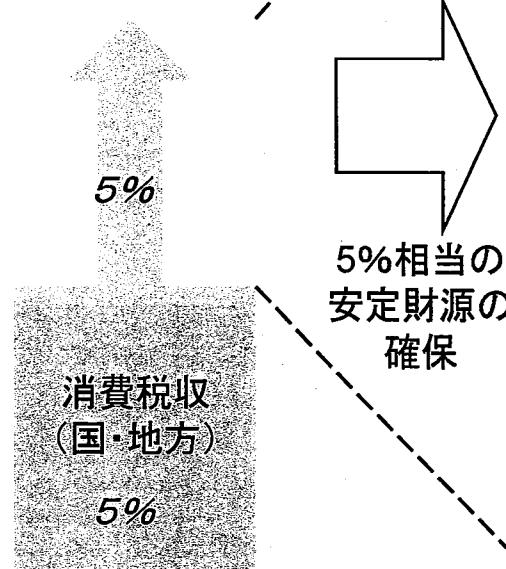
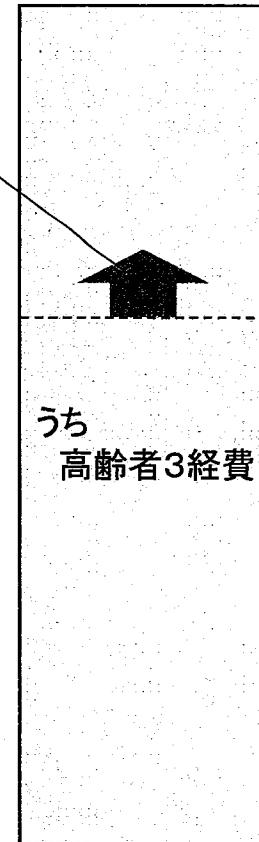
(2015年度)(※)

社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)別紙3より抜粋

改革後ベース

社会保障4経費 (国・地方)

制度改革に伴う
増及び消費税引
上げに伴う社会
保障支出の増



(国・地方)

消費税引上げに伴う
社会保障支出等の増

1%相当

機能強化

3%相当

- ・制度改革に伴う増
- ・高齢化等に伴う増
- ・年金2分の1(安定財源)

※ 税制抜本改革実施までの2分の1財源

機能維持

1%相当

(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

(注3) 機能強化の額は、厚労省による推計(2011年5月時点)。機能強化の具体的な内容は、別紙1のとおり。

(注4) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

第1回社会保障審議会年金部会
平成23年8月26日

資料3

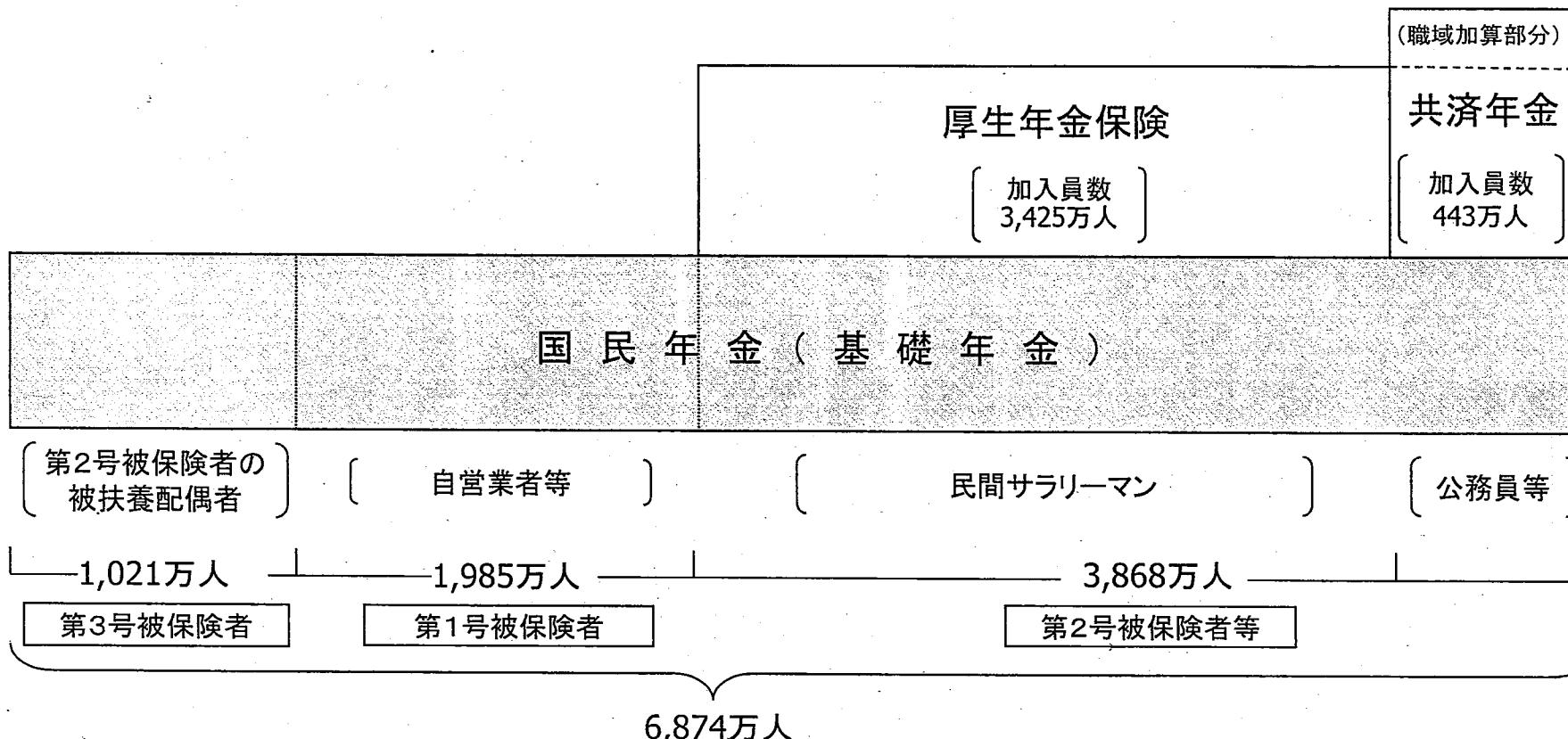
年金制度の現状に関する資料

平成23年8月
厚生労働省年金局

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は、平成22年3月末)



第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等 ○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年4月現在 月15,020円 ・ 平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 <p>※ 毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員 ○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年9月現在 16.058% ・ 平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定 ○ 労使折半で保険料を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者 ○ 被保険者本人は負担を要しない ○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

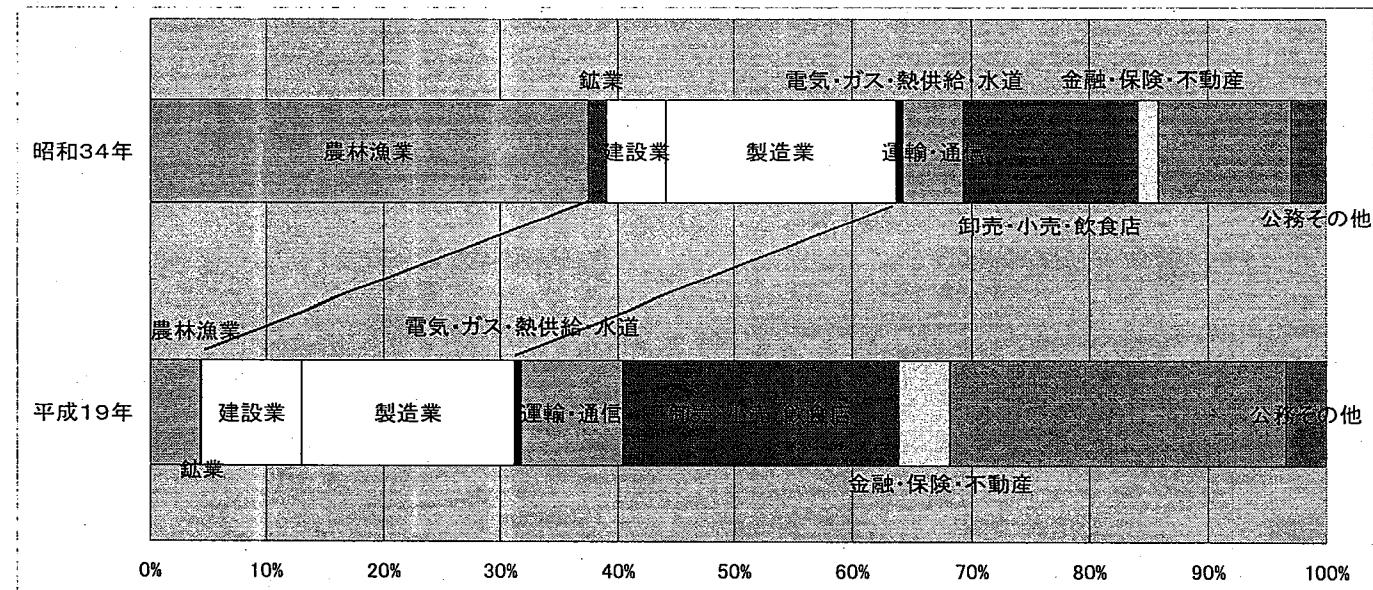
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者数 (公的年金制度全体) ○ 受給権者数 (公的年金制度全体) ○ 国民年金保険料 	6,874万人(平成22年3月時点) 3,703万人(平成22年3月時点) 15,020円(平成23年度) <p>※ 保険料納付率: 59.3%(平成22年度)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金保険料率 ○ 年金額 	老齢基礎年金 月65,741円(平成23年度) <p>※ 平均額: 月5.4万円(平成21年度)</p> 老齢厚生年金 月231,648円(平成23年度・夫婦2人分の標準的な額) <p>※ 1人あたり平均額: 月16.5万円 (基礎年金を含む、繰上げ・繰下げ等を除く)(平成21年度)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料収入(公的年金制度全体) ○ 国庫負担額(公的年金制度全体) ○ 給付費(公的年金制度全体) ○ 積立金(国民年金・厚生年金) 	32.2兆円(平成23年度当初予算ベース) 11.5兆円(平成23年度当初予算ベース) 51.9兆円(平成23年度当初予算ベース) 128.3兆円(平成21年度末、時価ベース) <p>(参考) GPIFが市場で管理・運用する積立金の額 116.3兆円(平成22年度末時価ベース)</p>

就業構造の変化

国民年金制度が発足した昭和30年代と現在を比べると、産業構造や就業構造は大きく変化している。

産業別有業者割合の変化

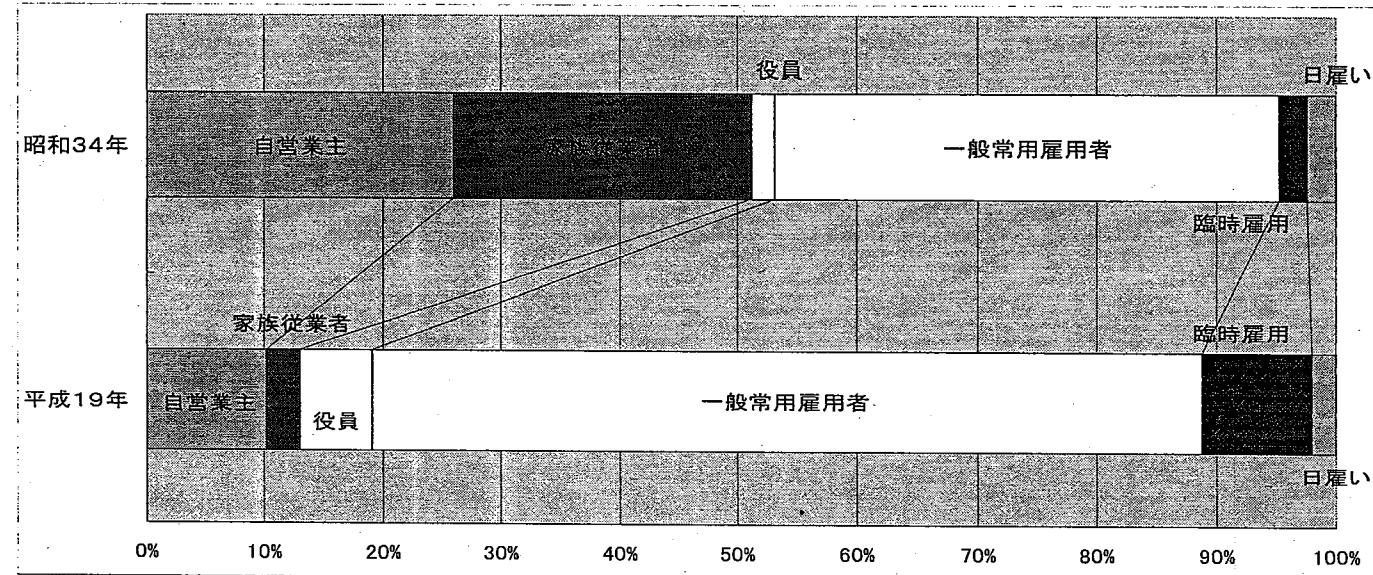
第1次産業は大きく減少し、第3次産業が全体の約7割を占めるに至っている



従業上の地位別有業者割合の変化

自営業者と家族従業者は大きく減少し、雇用者が増大している
臨時雇用も増大している

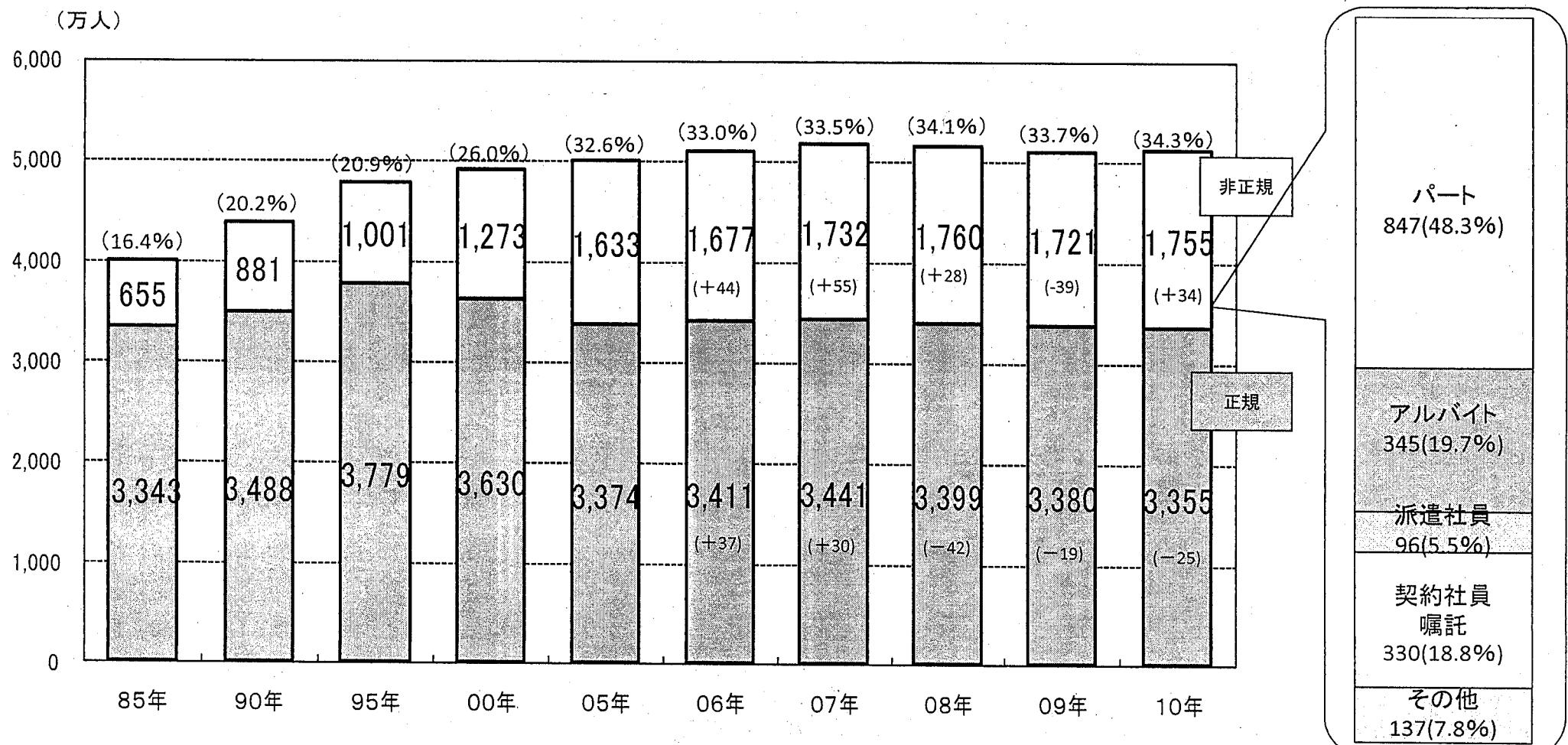
(注)臨時雇用:1ヶ月以上1年以内の雇用契約で雇われている者



資料出所: 総務省「就業構造基本調査」

正規労働者と非正規労働者の推移

- 正規の職員・従業員は近年減少傾向。
- 2010年において、非正規の職員・従業員割合は、比較可能な2002年以降で最高の水準。
- 2010年において、派遣労働者は前年に比べ12万人減少。



(資料出所) 2000年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）、2005年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）による。
 注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

国民年金加入者（第1号被保険者）の就業状況

- 国民年金第1号被保険者のうち約4割(39.4%)が、常用雇用及び臨時・パートの者で占められている。
- 平成11年からの推移をみると、常用雇用及び臨時・パートの割合が上昇し、自営業者の割合が低下している。

(単位: %)

	平成11年調査	平成14年調査	平成17年調査	平成20年調査
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
自営業主	22.6	17.8	17.7	15.9
家族従業者	11.3	10.1	10.5	10.3
常用雇用	9.8	10.6	12.1	13.3
臨時・パート	16.6	21.0	24.9	26.1
無職	34.9	34.7	31.2	30.6
不詳	4.8	5.7	3.6	3.8

※【常用雇用】正社員の他に、雇用者であって1日の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が概ね一般社員に相当する者をいう。

【臨時・パート】自営業者・雇用者以外の就業者をいう。登録社員や派遣社員などのフルタイムでない雇用者や、家庭教師のアルバイト、内職などが該当

資料出所：厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成22年度の国民年金保険料の納付率等について

- ① 平成22年度の現年度納付率は、
59.3%
(対前年度比△0.7ポイント)
- ② 平成20年度の最終納付率は、**66.8%**
(平成20年度末と比較して+4.8ポイント)
(平成22年度末時点)

納付率の推移

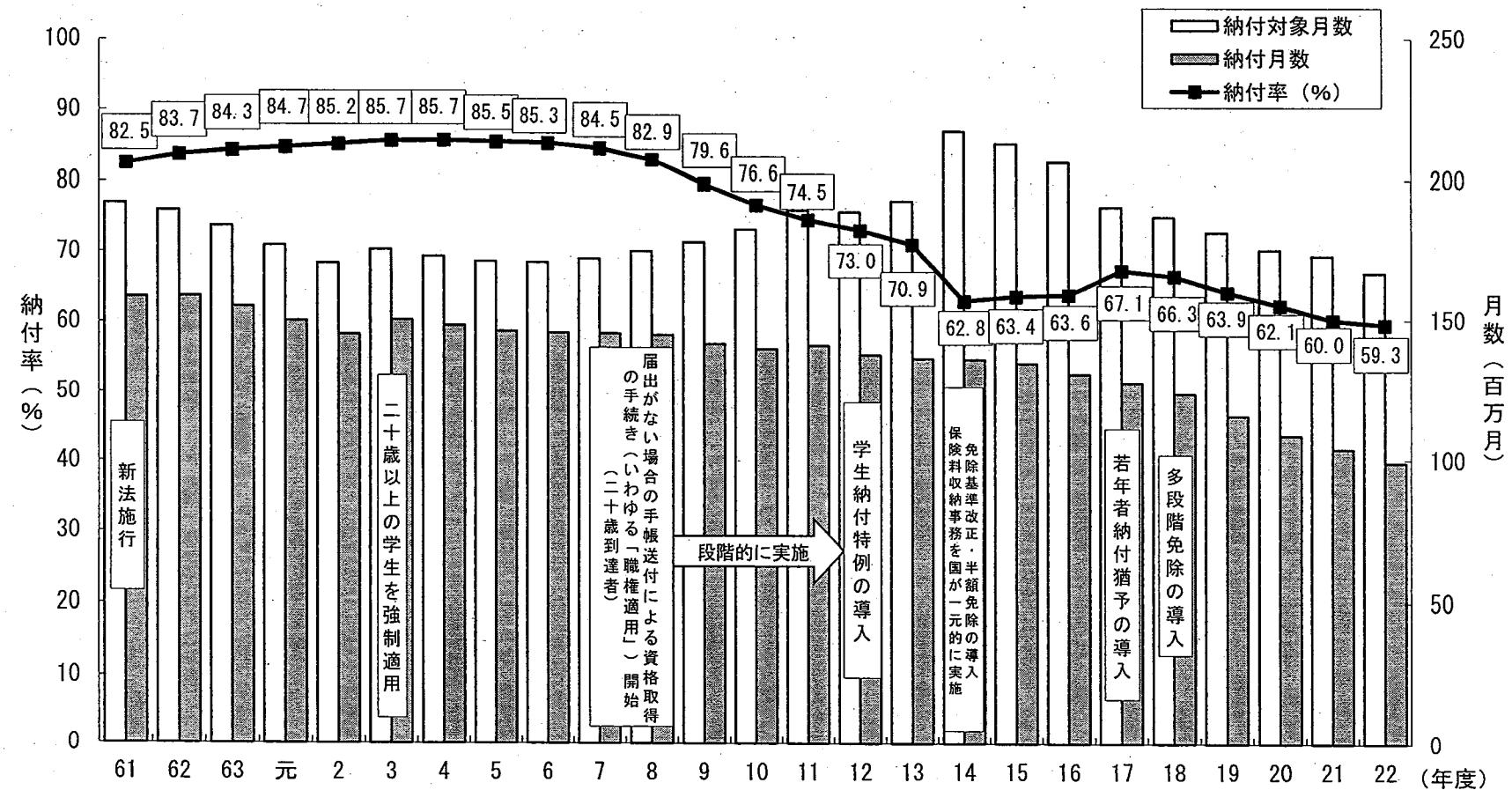
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
17年度分 保険料	67.1%	70.7%	72.4%			
18年度分 保険料		66.3%	69.0%	70.8%		
19年度分 保険料			63.9%	66.7%	68.6%	
20年度分 保険料				62.1%	65.0%	66.8%
21年度分 保険料					60.0%	63.2 %
22年度分 保険料						59.3%

※ 現年度納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

〔「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。〕

※ 最終納付率は、20年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率、納付対象月数及び納付月数の推移(現年度分)



国民年金及び厚生年金に係る 財政の現況及び見通し(概要) — 平成21年財政検証結果 —

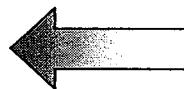
厚生労働省

- ※ 国民年金法第四条の三及び厚生年金保険法第二条の四においては、政府は少なくとも5年ごとに、国民年金・厚生年金の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(「財政の現況及び見通し」)を作成しなければならないと定められており、本報告書において当該「財政の現況及び見通し」を公表するものである。なお、本報告書における「財政検証」とは、「財政の現況及び見通し」の作成を指すものである。
- ※ 平成21年財政検証における各試算については、その詳細なデータ等を厚生労働省ホームページ社会保障審議会年金部会(第14回)において公開することとしている。

1. 国民年金・厚生年金の給付と負担の関係と財政検証

平成16年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金16,900円(平成16年度価格)、厚生年金18.3%)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用
(おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ



人口や経済の動向



少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
 - マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成
- を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

財政の現況及び見通し(いわゆる財政検証)に関する法律の規定

国民年金法(昭和34年法律第141号)一抄一

(財政の現況及び見通しの作成)

第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

- 2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。
- 3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(調整期間)

第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(附加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。

- 2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。
- 3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

(注)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)においても、上記と同様の規定がある(第二条の四及び第三十四条)。

2. 平成21年財政検証の諸前提

- 財政検証は、おおむね100年間にわたる長期の年金財政の状況を見通すものであり、今後の社会・経済状況について一定の前提を置く必要があるが、これらは様々に変化しうるものであることから、前提の設定にあたっては、以下のように複数のケースを設定している。
したがって、財政検証の結果の解釈にあたっては、相当の幅をもってみる必要がある。

<主な前提>

(1) 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

- ・「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」を使用。
- ・合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の3通りをそれぞれ設定。

合計特殊出生率	平均寿命
2005年(実績) 1. 26 → <div style="display: flex; align-items: center;">出生高位: 1. 55出生中位: 1. 26出生低位: 1. 06</div>	2005年(実績) 男: 78. 53 年 女: 85. 49 年 → 死亡中位 男: 83. 67 年 女: 90. 34 年 死亡低位 男: 84. 93 年 女: 91. 51 年 死亡高位 男: 82. 41 年 女: 89. 17 年

(2) 労働力率の前提

- ・平成20年4月にとりまとめられた「新雇用戦略」やその後の雇用政策の推進等によって実現すると仮定される状況を想定して、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計(平成20年3月)」における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定。

(3) 経済前提

社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会の「平成21年財政検証における経済前提の範囲について(検討結果の報告)」(平成20年11月12日)および内閣府「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」(平成21年1月)をもとに、経済中位、経済高位、経済低位の3つのケースを以下のとおり設定。

- ・ 長期の経済前提(平成28(2016)年度以降)は、経済前提専門委員会における検討結果の報告で示された範囲^(※)の中央値をとって設定。

※過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在的な成長力の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえ、マクロ経済に関する基本的な関係式を用いて推計される実質経済成長率や利潤率を用いて、長期間の平均的な経済前提の範囲を推計。

長期の経済前提	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	備考
経済中位 ケース	1.0%	名目 2.5% 実質(対物価) 1.5%	名目 4.1% 実質(対物価) 3.1%	全要素生産性上昇率1.0% の場合の範囲の中央値
経済高位 ケース	1.0%	名目 2.9% 実質(対物価) 1.9%	名目 4.2% 実質(対物価) 3.2%	全要素生産性上昇率1.3% の場合の範囲の中央値
経済低位 ケース	1.0%	名目 2.1% 実質(対物価) 1.1%	名目 3.9% 実質(対物価) 2.9%	全要素生産性上昇率0.7% の場合の範囲の中央値

※足下の経済前提(平成27(2015)年度以前)は、内閣府「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」(平成21年1月)に準拠。

- 経済中位ケース: 2010年世界経済順調回復シナリオ(ケース1-1-1)
- 経済高位ケース: 2010年世界経済急回復シナリオ(ケース1-1-2)
- 経済低位ケース: 世界経済底ばい継続シナリオ(ケース1-1-3)

※平成27(2015)～51(2039)年度平均の実質経済成長率は、経済中位ケースで0.8%程度、経済高位ケースで1.2%程度、経済低位ケースで0.4%程度と見込まれる。

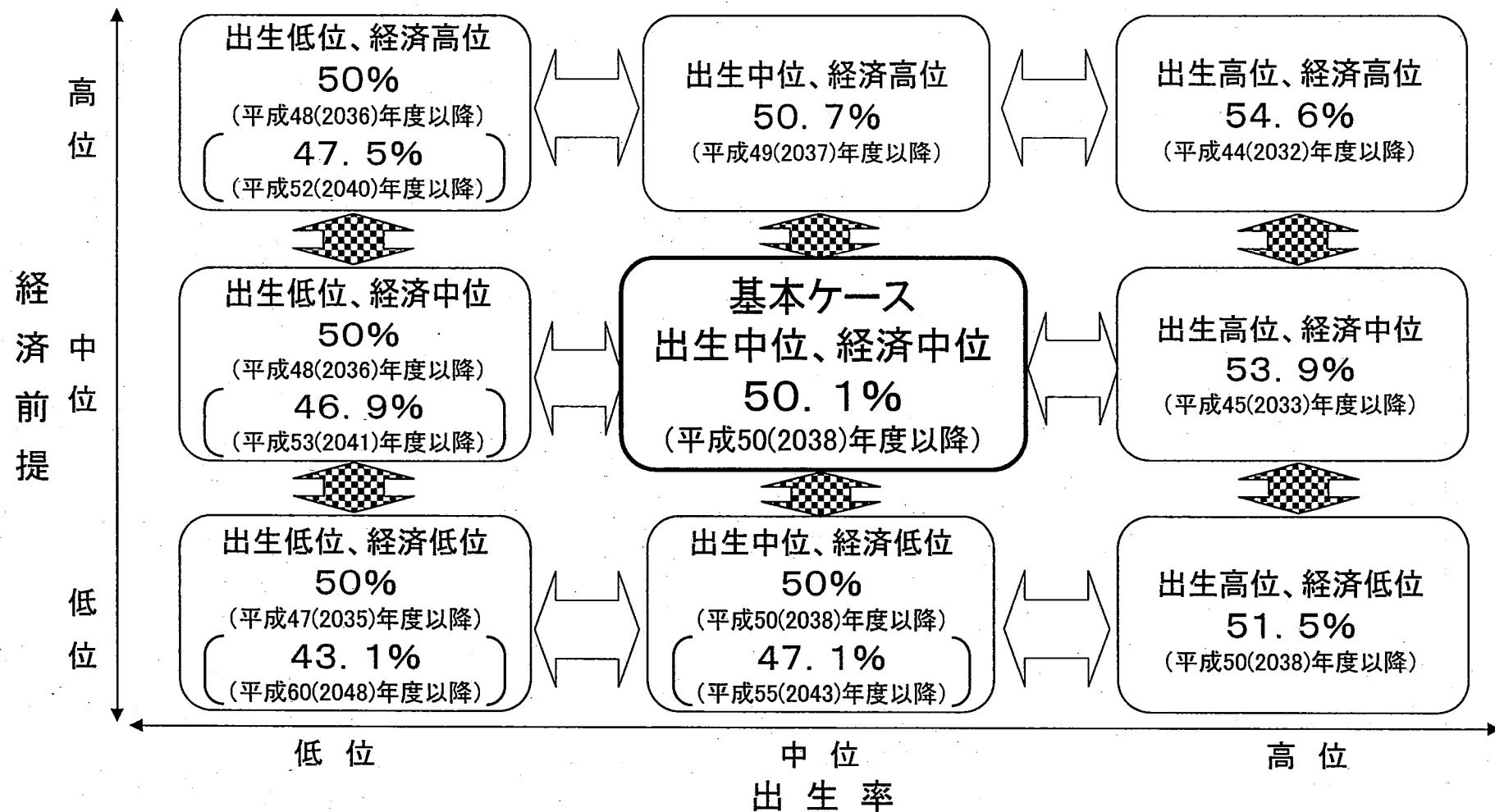
※なお、名目運用利回りは上記のほか長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定している。
また、平成20(2008)年度については平成20(2008)年12月末における株価等の状況を織り込んでいる。

(4) その他の前提

- ・上記の前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)が用いられている。
これらの諸前提是、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。
- ・基礎年金の2分の1を国庫で負担することとしている。

3. 給付水準の将来見通し(平成21年財政検証結果)

厚生年金の標準的な年金の給付水準(所得代替率)の見通し



(注1)図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示している。()内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

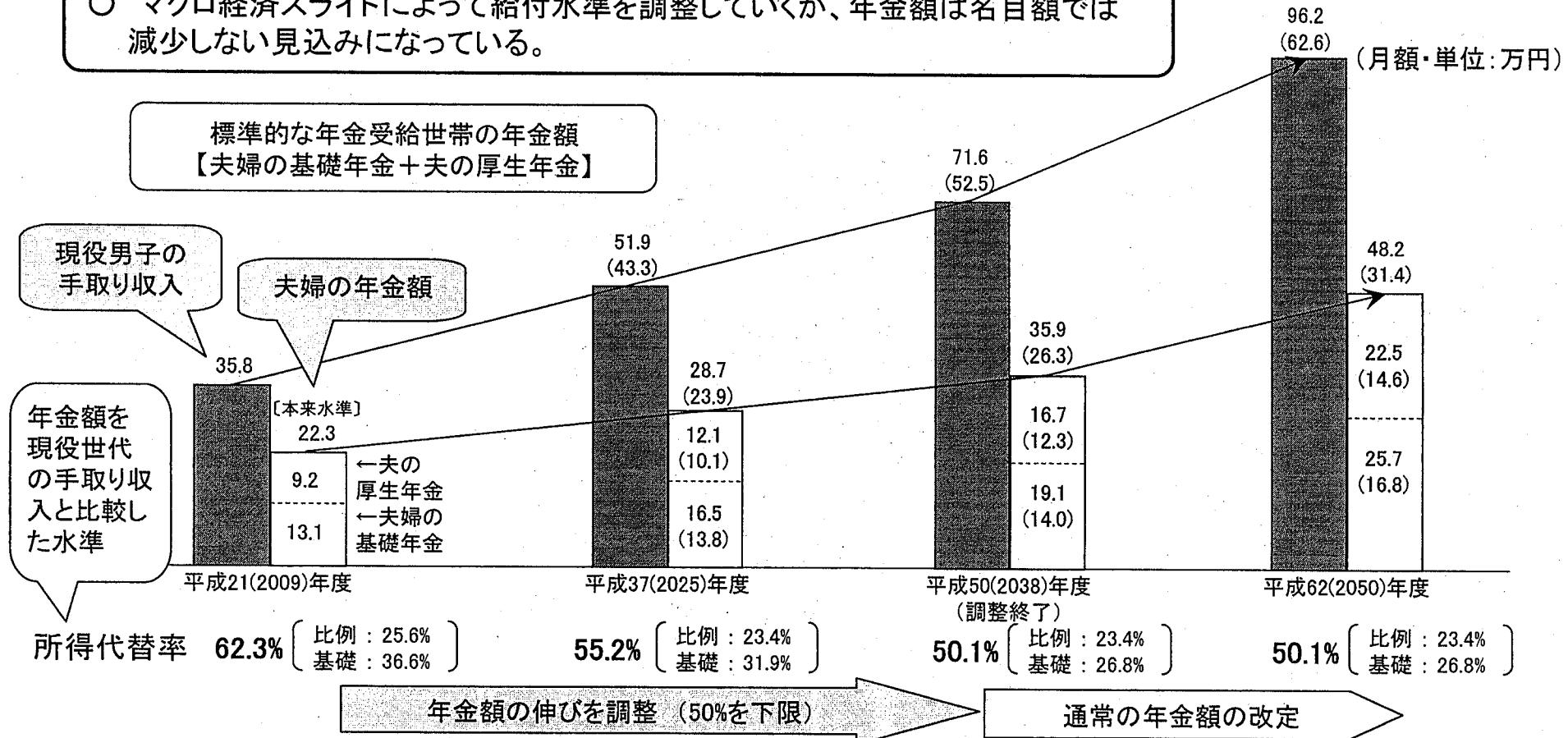
(注2)上記における死亡率の前提是いずれも死亡中位の場合。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合 52.3% (平成47(2035)年度以降)、死亡低位の場合 47.9% (平成53(2041)年度以降、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合) の見通しである。

(注3)マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで平成24(2012)年度、経済低位ケースで平成26(2014)年度の見通し。

4. 基本ケース(出生中位、経済中位)の場合の試算結果

厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み(年金を受給し始めた時の年金額)

- マクロ経済スライドによって給付水準を調整していくが、年金額は名目額では減少しない見込みになっている。



(注1)基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位)の場合。

(注2)マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24(2012)年度に開始する見込み。

(注3)次の財政検証の時期(平成26(2014)年度)における所得代替率は60.1%の見通しであり、この時点で50%を下回る見込みとはなっていない。

(注4)報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度(平成50(2038)年度)よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。

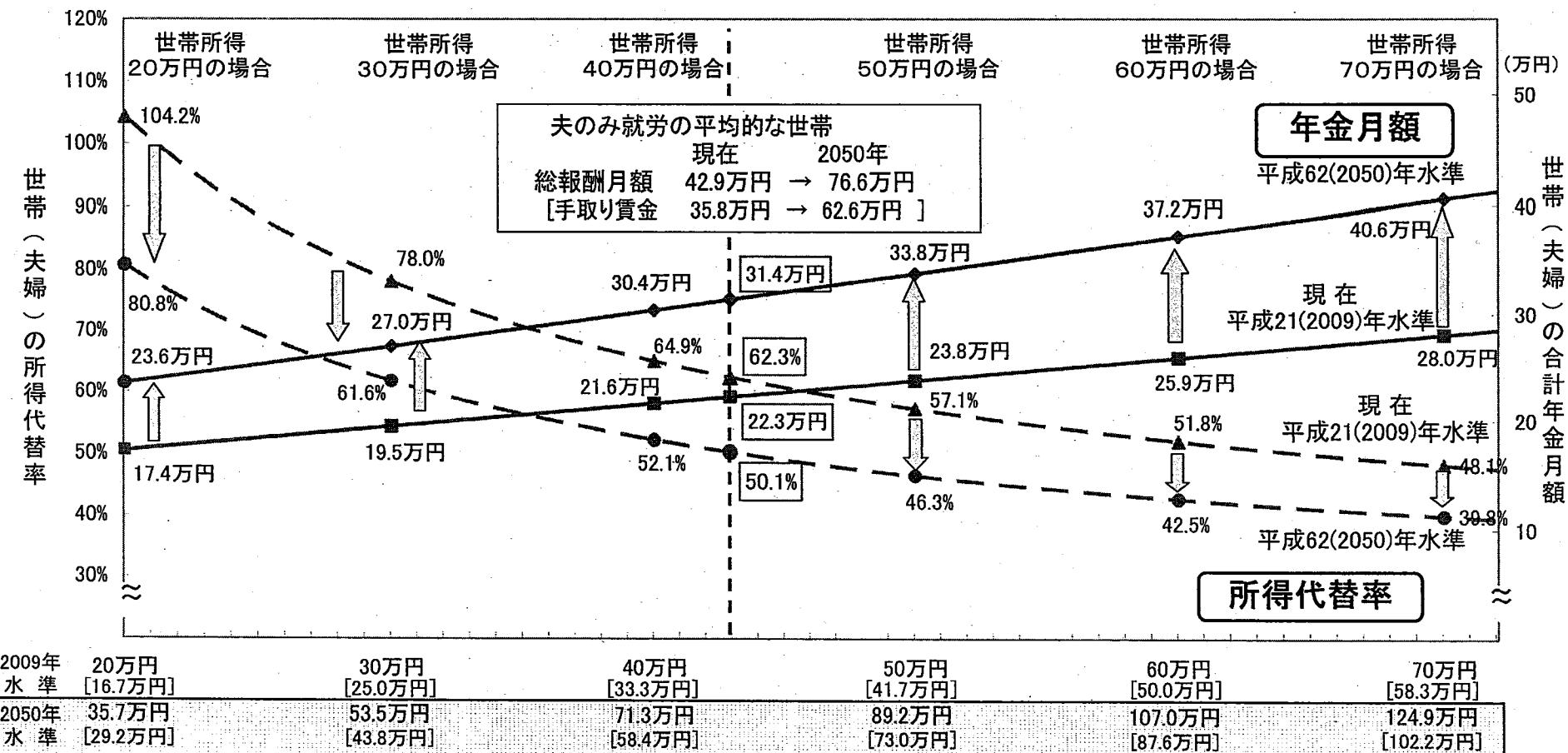
(注5)図中の数値は各時点における名目額。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。

(注6)年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。平成21年度に実際に支給される基礎年金額は夫婦で13.2万円(スライド特例によりかさ上げ)。

(注7)年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価上昇率で改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになる。

世帯(夫婦)所得別の年金月額および所得代替率

- 世帯(夫婦)の合計所得が増加すると、所得代替率は低下するが、年金額は増加する。
- マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることにより、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



(注1)人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケースの場合。

(注2)世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

(注3)年金額は、スライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注4)2050年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で2009年度価値に割り戻した値である。

$$\text{所得代替率} = \text{年金月額} \div \text{手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)}$$

世帯(夫婦)の合計所得(月額)
[手取り賃金(月額換算値)]

財政見通し

厚生年金の財政見通し(平成21年財政検証)

○ 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合	(備考)
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		
21(2009)	15.704	34.9	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4	4.1
22(2010)	16.058	35.0	24.7	2.5	7.4	36.7	13.5	-1.7	142.6	141.1	3.9
23(2011)	16.412	36.7	26.2	2.7	7.5	37.8	13.9	-1.1	141.6	141.7	3.8
24(2012)	16.766	38.5	27.6	2.8	7.8	39.2	14.4	-0.7	140.9	141.3	3.6
25(2013)	17.120	40.4	28.9	3.1	8.1	40.4	15.0	-0.1	140.8	138.3	3.5
26(2014)	17.474	42.5	30.3	3.6	8.4	41.3	15.7	1.2	142.0	135.4	3.4
27(2015)	17.828	44.8	31.7	4.1	8.7	42.6	16.3	2.1	144.2	132.5	3.3
32(2020)	18.30	53.3	36.9	6.8	9.4	45.7	18.1	7.6	172.5	140.6	3.6
37(2025)	18.30	59.5	40.8	8.6	9.9	48.6	19.2	10.9	219.9	158.5	4.3
42(2030)	18.30	66.1	44.5	11.1	10.4	52.3	20.5	13.8	284.2	181.0	5.2
52(2040)	18.30	78.5	49.1	16.5	12.8	67.3	25.5	11.2	417.1	207.5	6.0
62(2050)	18.30	90.4	54.1	20.2	16.0	82.9	31.9	7.5	507.7	197.3	6.0
72(2060)	18.30	101.2	59.8	22.5	18.8	97.6	37.6	3.6	562.5	170.8	5.7
82(2070)	18.30	109.6	65.2	22.6	21.7	112.8	43.4	-3.3	561.3	133.1	5.0
92(2080)	18.30	116.7	72.4	20.3	23.9	124.2	47.8	-7.5	502.5	93.1	4.1
102(2090)	18.30	123.9	81.2	16.6	26.1	135.6	52.3	-11.7	406.4	58.8	3.1
112(2100)	18.30	129.9	90.7	10.3	28.9	149.8	57.8	-19.9	247.2	28.0	1.8
117(2105)	18.30	132.4	96.2	5.8	30.4	157.5	60.8	-25.1	132.4	13.2	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

国民年金の財政見通し（平成21年財政検証）

○ 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)

年度	保険料月額 (注1)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合	(備考)
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3	2.2
24(2012)	15,540	4.9	2.2	0.2	2.5	4.8	4.6	0.1	10.4	10.5	2.1
25(2013)	15,820	5.1	2.3	0.2	2.6	5.0	4.8	0.1	10.5	10.3	2.1
26(2014)	16,100	5.4	2.4	0.3	2.7	5.2	5.0	0.1	10.7	10.2	2.0
27(2015)	16,380	5.7	2.5	0.3	2.8	5.4	5.2	0.2	10.9	10.0	2.0
32(2020)	16,900	6.6	2.9	0.5	3.2	6.1	5.9	0.5	13.0	10.6	2.0
37(2025)	16,900	7.3	3.2	0.6	3.5	6.6	6.4	0.7	16.3	11.7	2.4
42(2030)	16,900	8.0	3.4	0.8	3.8	7.1	6.9	0.9	20.6	13.1	2.8
52(2040)	16,900	9.5	3.6	1.2	4.7	8.7	8.5	0.8	29.9	14.9	3.4
62(2050)	16,900	11.5	4.0	1.5	6.0	10.9	10.8	0.5	36.6	14.2	3.3
72(2060)	16,900	13.3	4.4	1.6	7.2	13.0	12.9	0.3	40.6	12.3	3.1
82(2070)	16,900	14.7	4.8	1.6	8.2	14.8	14.7	-0.2	40.8	9.7	2.8
92(2080)	16,900	16.0	5.4	1.5	9.1	16.4	16.2	-0.4	37.8	7.0	2.3
102(2090)	16,900	17.3	6.1	1.3	9.9	17.9	17.8	-0.6	33.0	4.8	1.9
112(2100)	16,900	18.7	6.7	1.0	10.9	19.7	19.6	-1.0	25.1	2.8	1.3
117(2105)	16,900	19.5	7.2	0.8	11.5	20.7	20.6	-1.2	19.5	1.9	1.0

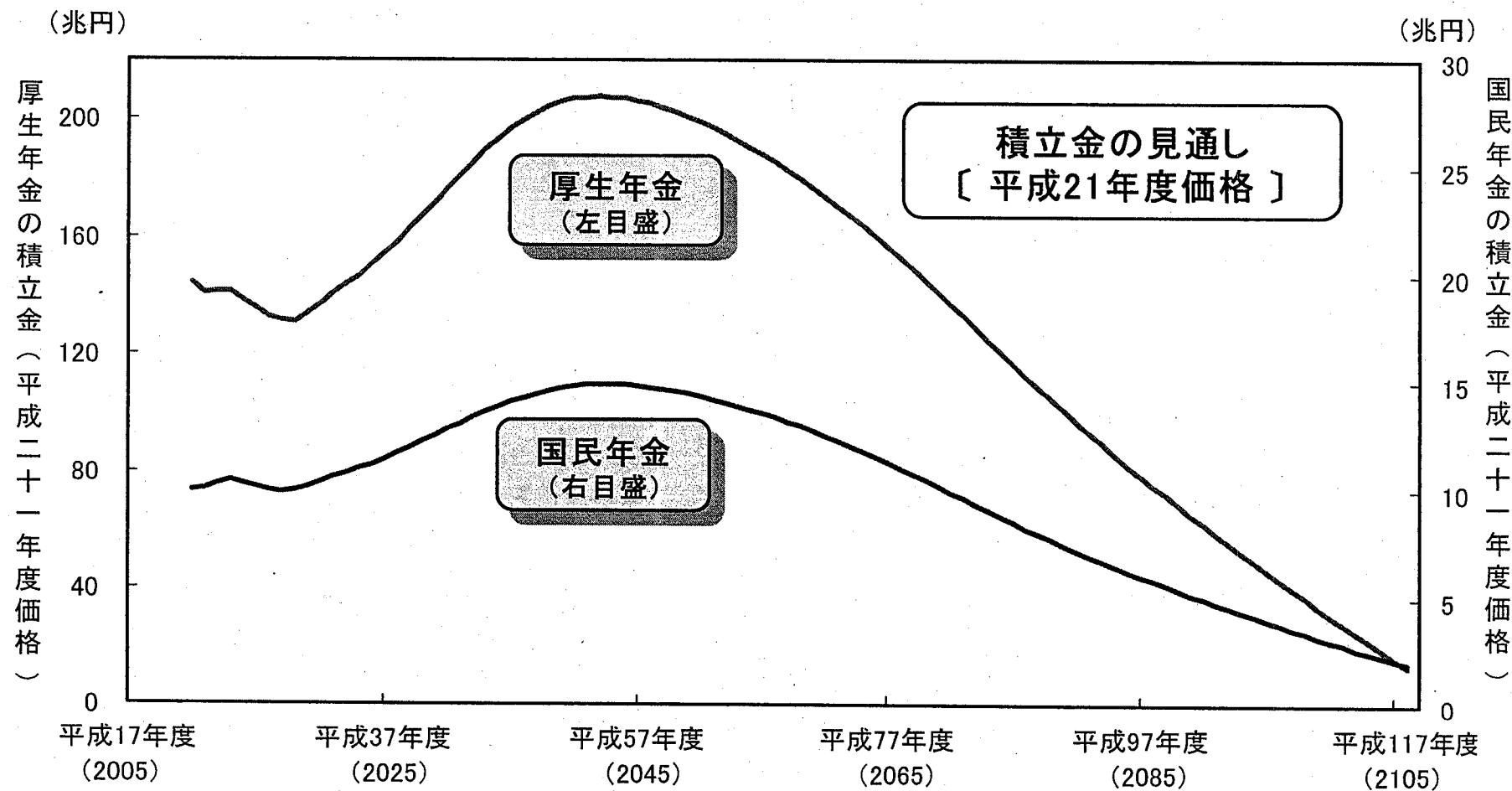
(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

年金積立金の将来見通し－平成21年財政検証－

- 平成16年改正後は、今後、おおむね100年間にわたり財政が均衡するまで給付水準を自動調整することとしており、おおむね100年後(2105年度)に、支払準備金程度の保有(給付費の1年分程度)となるように積立金水準の目標を設定することとなる。



(注1)基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)の場合。

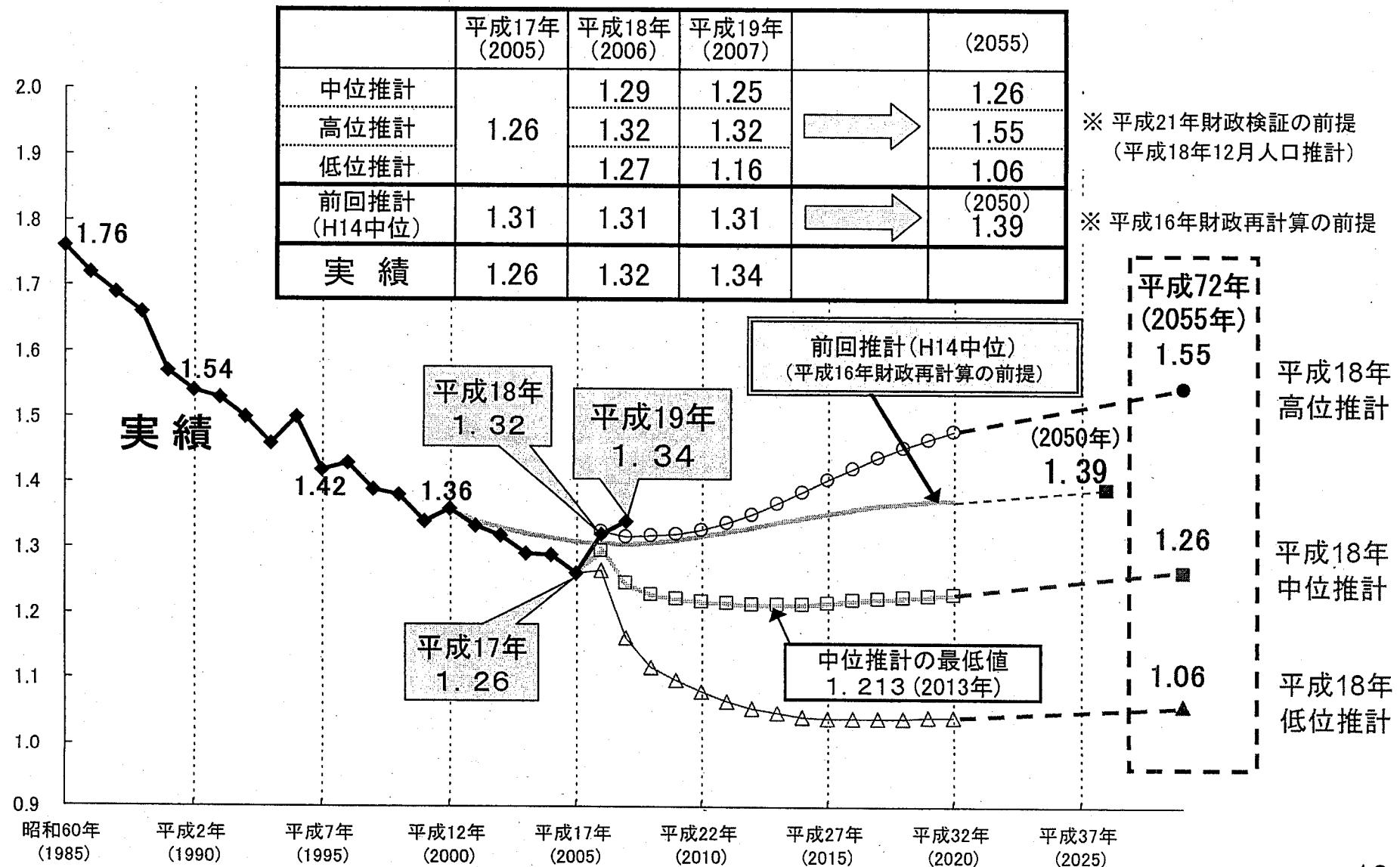
(注2)平成21年度価格とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

參考資料

— 平成21年財政検証関連 —

最近の人口や経済の動向

合計特殊出生率の推移と将来人口推計(平成18年推計)における仮定値



長期の経済前提の設定について

【経済中位ケースの設定】

(1) 物価上昇率

日本銀行金融政策決定会合において議決された「中長期的な物価安定の理解」を踏まえて、長期の前提として1.0%と設定。

(2) 賃金上昇率

$$\text{名目賃金上昇率}(2.5\%) = \text{物価上昇率}(1.0\%) + \text{実質賃金上昇率}(1.5\%)$$

被用者1人あたりの実質経済成長率を実質賃金上昇率とみており、マクロの実質経済成長率から被用者数の変化率を差し引いたものに相当する。

実質賃金上昇率(1.5%) = 実質経済成長率(0.8%) - 被用者数の変化率(▲0.7%)の関係であるものと見通して設定している。

※ 実質経済成長率の見通しは、日本経済の潜在的な成長力の見通し等を踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計^(注)を行っている。

日本経済及び世界経済が現下の金融危機に起因する混乱を脱した後、再び安定的な成長軌道に復帰することを想定した上で、その段階での平均的な経済の姿を見通したもの。

(注)全要素生産性(TFP)上昇率や資本分配率などのパラメータを設定し、マクロ経済に関する基本的な関係式(コブ・ダグラス型生産関数)を用いた推計。

(3) 運用利回り

名目運用利回り(4. 1%)

$$= \text{物価上昇率}(1. 0\%) + \text{将来の実質長期金利}(2. 7\%) + \text{分散投資効果}(0. 4\%)$$

$$\text{将来の実質長期金利} = \frac{\text{過去の実質長期金利} \times \text{将来の利潤率の見込み}(9. 7\%)}{(2. 4 \sim 3. 0\%) \quad (2. 1 \sim 3. 0\%) \quad \text{過去の利潤率の実績}(8. 6 \sim 9. 8\%)}$$

※ 将来の利潤率の見込みは、全要素生産性上昇率や資本分配率などを設定し、マクロ経済に関する基本的な関係式を用いた推計値。

※ 過去の実質長期金利や利潤率の実績は15~25年の期間をとったもの。

分散投資効果については、全額を国内債券で運用した場合のリスクと等しいリスク水準の下で分散投資した場合の期待リターンを基本として 0. 3~0. 5%と設定。

長期の経済前提の設定(経済前提専門委員会の検討結果)の詳細

(1) 物価上昇率

日本銀行金融政策決定会合において、「中長期的な物価安定の理解は0~2%程度の範囲内にあり、中心値は大勢として1%程度となっている」とされていることを踏まえ、長期の前提として1.0%と設定。

(2) 賃金上昇率

過去の実績を基礎としつつ、マクロ経済の観点から整合性のとれた推計を行っている。具体的には、マクロ経済に関する基本的な関係式(コブ・ダグラス型生産関数、下式)を用い、①全要素生産性上昇率、②資本分配率、③資本減耗率、④総投資率を設定し、長期の平均的な経済の姿としての実質GDP成長率を推定。

この際、日本経済及び世界経済が現下の金融危機に起因する混乱を脱した後、再び安定的な成長軌道に復帰することを想定した上で、その段階での平均的な経済の姿を見通している。

$$\text{単位労働時間あたり実質GDP成長率} = \text{実質GDP成長率} - \text{労働成長率}$$

$$= (\text{資本成長率} - \text{労働成長率}) \times \text{資本分配率} + \text{全要素生産性(TFP)上昇率}$$

$$\text{資本成長率} = \text{総投資率} \times \text{GDP} \div \text{資本ストック} - \text{資本減耗率}$$

推計上の設定と推計結果は次のとおり。

[設定]	設定値	備考
全要素生産性(TFP)上昇率	$\begin{cases} 1.3\% \\ 1.0\% \\ 0.7\% \end{cases}$ (3通り)	2000年代に入り1%程度の水準まで高まっているとの分析や、内閣府「日本経済の進路と戦略」参考試算(平成20年1月)等における前提(成長シナリオで1.4~1.5%程度、リスクシナリオで0.9%程度)を勘案して、左記の3通りを設定。
資本分配率	39.1%	過去10年間(平成9(1997)~18(2006)年度)実績の平均で一定。 国民経済計算を用いて「1-雇用者報酬 ÷ (固定資本減耗+営業余剰(純)+雇用者報酬)」により算出。
資本減耗率	8.9%	過去10年間(平成9(1997)~18(2006)年度)実績の平均で一定。 国民経済計算を用いて「固定資本減耗 ÷ 有形(純)固定資産」により算出。
総投資率	平成19(2007)年度 23.0% ↓ 平成54(2042)年度 18.6%	緩やかな低下傾向にある過去の実績傾向を対数正規曲線により外挿。 国民経済計算を用いて「(総固定資本形成+在庫品増加) ÷ 名目GDP」により算出。
労働成長率	$\Delta 0.8\%$ (平成27(2015)~51(2039)年度平均)	平成18年12月の人口推計と平成20年3月の労働力需給の推計を基礎として、雇用の非正規化が進むこと等を踏まえて、マンアワーベース(総労働時間)の労働投入量を推計。

[推計結果](平成27(2015)~51(2039)年度の平均)	TFP上昇率 1.3%	TFP上昇率 1.0%	TFP上昇率 0.7%
単位労働時間あたり実質GDP成長率	1.9 ~ 2.1 %程度	1.5 ~ 1.7 %程度	1.1 ~ 1.3 %程度
被用者年金被保険者1人あたり実質賃金上昇率	1.8 ~ 2.0 %程度	1.4 ~ 1.6 %程度	1.0 ~ 1.2 %程度
名目賃金上昇率	2.8 ~ 3.0 %程度	2.4 ~ 2.6 %程度	2.0 ~ 2.2 %程度

※ マクロでの実質GDP成長率は、TFP上昇率の各ケースに対してそれぞれ、1.2%程度、0.8%程度、0.4%程度と見込まれる。

※ 被用者年金被保険者1人あたり実質賃金上昇率 = 単位労働時間あたり実質GDP成長率 + 被用者の平均労働時間の変化率

名目賃金上昇率 = 物価上昇率(1.0%) + 被用者年金被保険者1人あたり実質賃金上昇率

(3)運用利回りは、「物価上昇率+実質長期金利+分散投資による追加的な収益率」により設定

・実質長期金利 = 過去の一定期間における平均実質長期金利 × $\frac{2015 \sim 2039 \text{年度の利潤率}(B)}{\text{過去の一定期間における利潤率}(A)}$

※ 過去の一定期間は、25年間(1982~2006)、20年間(1987~2006)、15年間(1992~2006)の3通りとした。

・利潤率 = 資本分配率 × GDP ÷ 資本ストック - 資本減耗率

・上記算定式中の項目について、推計上の設定と推計結果は次のとおり。

[設定]	設定値	備考
分散投資による追加的な収益率	0.3 ~ 0.5 %	積立金の全額を国内債券で運用した場合のリスクと等しいリスクの下で最も効率的なポートフォリオを設定した場合において想定されるもの。下限はさらに保守的に設定。
利潤率(A)	9.8 % (1982~2006) 9.4 % (1987~2006) 8.6 % (1992~2006)	
平均実質長期金利	3.03 % (1982~2006) 2.48 % (1987~2006) 2.14 % (1992~2006)	10年国債応募者利回り

[推計結果]	TFP上昇率 1.3%	TFP上昇率 1.0%	TFP上昇率 0.7%	備考
利潤率(B)	10.3 %	9.7 %	9.1 %	平成27(2015) ~ 51(2039)年度の平均
実質長期金利	2.55 ~ 3.18 %	2.41 ~ 3.01 %	2.28 ~ 2.84 %	
名目運用利回り	3.8 ~ 4.7 %	3.7 ~ 4.5 %	3.6 ~ 4.3 %	

諸外国の公的年金の将来見通しにおける経済前提について

- 国により、制度内容、財政見通し期間、積立水準、積立金運用方法等が異なり、様々な経済前提設定がされている。
- 経済前提の設定手法については、情報公開が進んでいるアメリカに関するもの以外は、十分に把握できていないところであるが、総じて過去実績の傾向を基に設定しているように見受けられる。
- 国際機関において年金の将来見通しが作成され、その前提についての設定手法が開示されている例があり、このうちEU委員会では、マクロ経済に関する関係式が用いられている。

(参考)

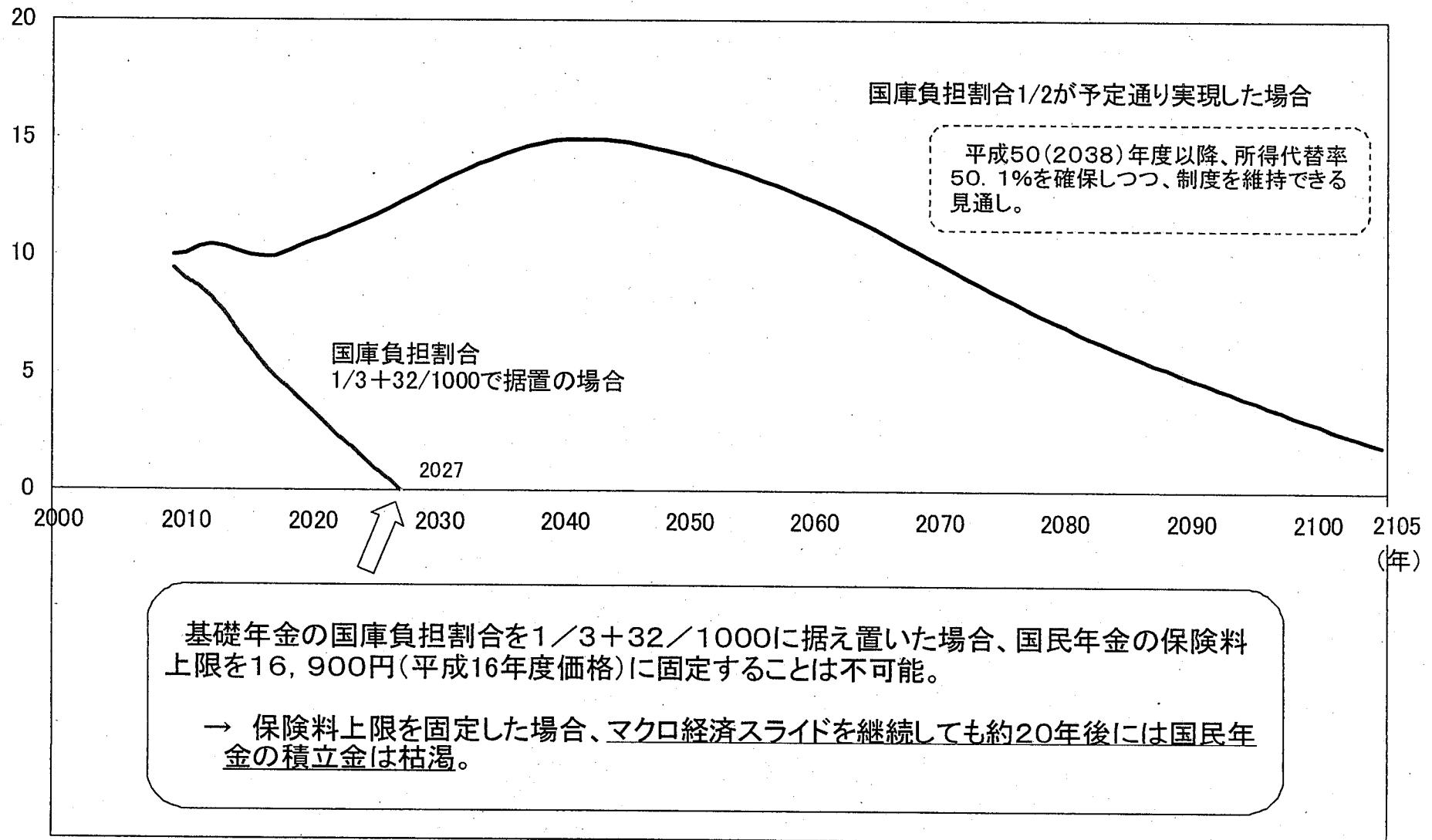
	アメリカ 2007年信託基金 報告書	カナダ 第21回レポート・ 2004年12月	イギリス 2000年国民保険基金 長期財政見通し	フランス 2006年3月における 年金の見通し	ドイツ 2005年年金保険 報告書	スウェーデン 2006年年金制度 年次報告書
財政見通し期間	75年間(短期は10年間)	75年間	60年間	概ね45年間	中期は5年間、長期は15年間	75年間
経済前提 (最終的な数値)	(低、中、高コスト)			(賃金上昇率3とおり)	(賃金上昇率3とおり)	(楽観、基準、悲観シナリオ)
物価上昇率	1.8%、2.8%、3.8%	2.7%	2.5%			
賃金上昇率(名目)					1.5%、2.5%、3.5%	
(実質)	1.6%、1.1%、0.6%	1.2%	1.5%(2.0%)	1%、1.8%、2.5%		2%、1.8%、1%
運用利回り(名目)						
(実質)	3.6%、2.9%、2.1%	4.1%	3.5%			5.5%、3.25%、1%
積立水準(現時点)	年間支出の3.5倍 (2007年)	年間支出の4倍(2006年)	基礎年金、付加年金ともに賦課方式で運営	基礎的制度、補足的制度とともに賦課方式で運営	月間支出の約0.1倍 (2005年)	年間支出の4.5倍 (2005年)
積立金運用方法	全額、非市場性の国債・財務省証券	債券・株式等				債券・株式等

(注) 「運用利回り(実質)」は、「運用利回り(名目) - 物価上昇率」である。

(参考試算)

国民年金積立金の見通し (基礎年金国庫負担割合を据え置いた場合の影響)

(平成21年度価格、兆円)



(注) 平成21年財政検証の基本ケースに基づく試算。

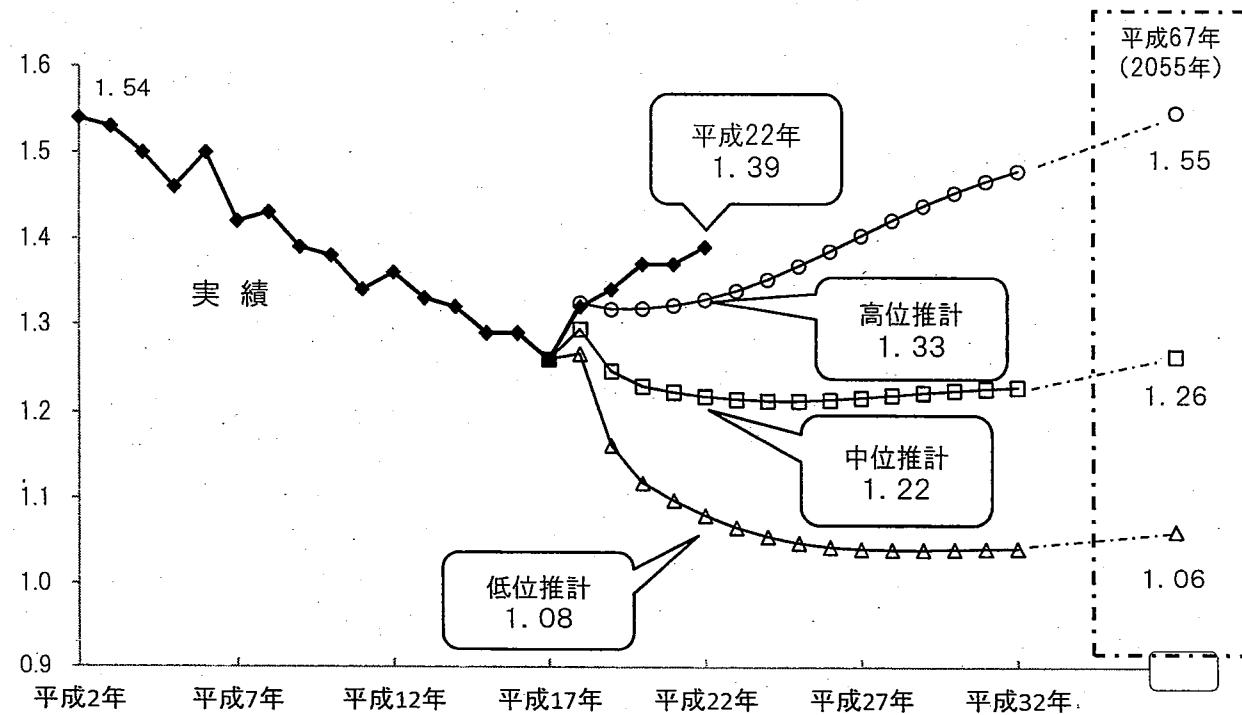
平成21年財政検証後の実績等を踏まえた 年金財政の状況について

- 公的年金財政の主な変動要因は人口と経済前提

人 口
(合計特殊出生率)

- ・平成18年推計では将来的な合計特殊出生率の水準は1.26と見込まれているが、
- ・実績値は平成17年の1.26を底に、平成22年の1.39まで回復傾向になっている。

合計特殊出生率の推移と将来推計人口(平成18年推計)における仮定値



経済前提

- ・足下の経済前提は、内閣府の見通しを用いているが、平成21年、22年については、リーマン・ショック後の経済の回復も弱く、実績の賃金上昇率は見込みを下回っている。
- ・運用利回りの実績については、年による変動が大きくなっている。
(平成21年財政検証の長期の経済前提では、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りはそれぞれ1.0%、2.5%、4.1%となっている。)

○ 物価上昇率

	平成16年財政再計算との比較					(%))
	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	
見込み	△ 0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	
実 績	0.0	△ 0.3	0.3	0.0	1.4	

	平成21年財政検証との比較					(%))
	平成21 (2009)	平成22 (2010)	△ 0.4	0.2		
	△ 1.4	△ 0.7				

○ 賃金上昇率

	平成16年財政再計算との比較					(%))
	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	
見込み	0.60	1.30	2.00	2.30	2.70	
実 績	△ 0.20	△ 0.17	0.01	△ 0.07	△ 0.26	

注1. 性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

注2. 実績の賃金上昇率は厚生年金のみのデータから求めたものであり、被用者年金全体のデータを用いて求められる再評価率とは異なる。

○ 運用利回り

	平成16年財政再計算との比較					(%))
	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	
見込み	1.69	1.81	2.21	2.51	3.00	
実 績	2.73	6.83	3.10	△ 3.53	△ 6.86	

	平成21年財政検証との比較					(%))
	平成21 (2009)	平成22 (2010)	1.47	1.78		
	7.54	△ 0.26				

※ 平成16年財政再計算で用いた内閣府の見通しは、「構造改革と経済財政と中期展望-2003年度改定」(2004年1月)の参考試算であり、推計最終年の2008年には経済が順調に回復する前提となっている。

一方、平成21年財政検証で用いた内閣府の見通しは、「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」(2009年1月)であり、その時点得られたリーマンショック等による影響が織り込まれているため、平成20年と平成21年の見込み値には格差が生じている。

収支状況

※ 厚生年金基金の
※ 代行部分等を含む

- ・収支状況は、平成21年度時点では、見通しに比べて良くなつており年度末積立金は約4兆円
- ・見通しを上回っている。
- ・平成22年度は、財政検証の見通しでは、厚生年金と国民年金を合わせて約1.6兆円の積立金
- ・の取崩しとなつているが、特別会計の収支決算の実績では約6兆円の取崩しとなつている。

(単位:兆円)

	平成21年財政検証(基本ケース)							実績推計(収支決算)							年度末積立金の見込みと実績との差	
	収入		支出	収支差引残	年度末 積立金	収入		支出	収支差引残	年度末 積立金						
	うち 保険料	うち 運用収入				うち 保険料	うち 運用収入									
〔厚生年金〕																
21年度	34.9	23.8	2.1	35.8	△0.9	△3.0	144.4	40.2 (40.9)	23.0 (22.2)	7.5 (8.6)	38.1 (36.8)	2.1 (4.1)	△5.4 (△4.5)	148.7 (120.8)	+ 4.3	
22年度	35.0	24.7	2.5	36.7	△1.7	△4.3	142.6	- (31.6)	- (22.7)	- (△0.3)	- (38.2)	- (△6.6)	- (△6.3)	- (114.2)	-	
〔国民年金〕																
21年度	4.8	2.2	0.1	4.7	0.1	0.0	10.0	4.3 (4.3)	1.7 (1.7)	0.5 (0.5)	4.0 (4.0)	0.3 (0.3)	△0.2 (△0.2)	9.7 (7.5)	△ 0.3	
22年度	4.9	2.2	0.2	4.7	0.2	△0.0	10.2	3.4 (3.4)	1.7 (1.7)	△0.0 (△0.0)	3.2 (3.2)	0.2 (0.2)	0.2 (0.3)	9.9 (7.7)	△ 0.2	
〔厚生年金+国民年金〕																
21年度	39.7	26.0	2.2	40.5	△0.8	△3.0	154.4	44.5 (45.2)	24.7 (23.9)	8.0 (9.2)	42.1 (40.8)	2.4 (4.4)	△5.6 (△4.7)	158.4 (128.3)	+ 4.0	
22年度	39.9	27.0	2.7	41.4	△1.6	△4.3	152.8	- (35.0)	- (24.4)	- (△0.3)	- (41.4)	- (△6.4)	- (△6.0)	- (121.9)	-	

注1.「実績推計(収支決算)」欄の、上段は、将来見通しと比較するために厚生年金基金の代行部分等のベースをそろえた実績値(実績推計)を記載、下段は、代行部分等を含まない特別会計分のみの時価ベースの収支決算を掲載している。なお、年度末積立金の上段と下段の違いは、主に、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額等によるものである。

注2. 収支状況は、基礎年金交付金を収支両方から除いたものを計上している。

注3.「年度末積立金の見込みと実績との差」欄は、実績推計から見込み値を控除した数値を記載している。

注4. 平成22年度の厚生年金の実績推計は、現在とりまとめ中であるため、時価ベースの収支決算のみ記載している。

年金部会の進め方について（イメージ）（案）

- 社会保障・税一体改革成案に盛り込まれた年金分野の改革項目（最低保障機能の強化、第3号被保険者制度の見直し、マクロ経済スライド、支給開始年齢の引き上げ等）の実現に向けた検討を進める。
 - 年金分野の改革項目のうち、
 - (1)新しい年金制度の創設については、国民的な合意に向けた議論や環境整備の状況を踏まえつつ、民主党における検討状況を踏まえて、検討を進める。
 - (2)非正規労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大については、年金・医療・雇用等の幅広い分野に關係することから、社会保障審議会に特別部会を設けて分野横断的に検討を進め、その状況を年金部会に報告する。
 - (3)被用者年金の一元化については、厚生年金（厚生労働省が所管）と共済年金（財務省・総務省・文部科学省が所管）との間の調整が必要なため、関係省庁間において検討を進め、その状況を年金部会に報告する。
 - 社会保障・税一体改革成案において、税制抜本改革とともに、平成24年（2012年）以降速やかに法案を提出し、順次実施することとされていることから、9月以降、月2回程度のペースで開催し、各項目について順次議論を進める。現行制度の改善を図るため、社会保障・税一体改革成案に掲げられた項目以外の項目も、必要に応じて検討する。平成24年の国会への法案提出に向け、年内のとりまとめを目指す。
- ※税制抜本改革については、社会保障・税一体改革成案において、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている。
- なお、年金積立金の運用の在り方及び年金財政における経済前提の在り方についての専門的な検討を行うため、本年金部会の下に、秋以降、専門委員会を設けることとする。

年金部会の議題（案）

第1回（8月26日）　社会保障・税一体改革成案について
基礎年金国庫負担について
今後の進め方について

以下の項目について、一当たりの議論を進める。

- ・最低保障機能の強化（低所得への加算・障害基礎年金への加算、受給資格期間の短縮）
- ・高所得者の年金給付の見直し
- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・在職老齢年金の見直し
- ・産休期間中の保険料負担免除
- ・マクロ経済スライド
- ・支給開始年齢引き上げ
- ・標準報酬上限の引上げ
- ・その他の改善検討事項

9月

～

10月

11月以降

2巡目の議論などとりまとめに向けた議論

社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」の設置について(案)

1. 設置の趣旨

社会保障・税一体改革成案に盛り込まれた年金分野の改革項目の実現に向けた検討を進めるために、社会保障審議会年金部会で議論を開始するのにあわせて、当部会における討議に資するため、年金財政における経済前提や積立金運用のあり方など、専門的・技術的な事項について検討を行う「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」を設置する。

2. 主な検討項目

- ・ 年金財政計算に用いる経済前提としての各種経済指標のあり方
(短期・長期)
- ・ 年金積立金の運用目標のあり方
- ・ 運用目標と基本ポートフォリオの関係 など

★ 平成23年9月下旬～10月初旬を目途に第1回会合を開催

社会保障審議会関係法令・規則

○厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(抄)

(社会保障審議会)

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
- 四 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)、介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)

(組織)

第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
統計分科会	統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。
医療分科会	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
福祉文化分科会	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百二十三条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
介護給付費分科会	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及び介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
医療保険保険料率分科会	健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)及び健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の規定によりその権限に属させられ

	た事項を処理すること。
年金資金運用分科会	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長がらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、會議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で會議に出席したもののは過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

- 一 統計分科会 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課
- 二 医療分科会 厚生労働省医政局総務課
- 三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課
- 四 介護給付費分科会 厚生労働省老健局老人保健課
- 五 医療保険保険料率分科会 厚生労働省保険局総務課
- 六 年金資金運用分科会 厚生労働省年金局運用指導課

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
- 2 平成十三年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)」とする。

○社会保障審議会運営規則(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)第十一条の規定に基づき、この規則を制定する。

(会議)

第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、会長が召集する。

- 2 会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
- 3 前項の議事に関係のある臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(審議会の部会の設置)

第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(分科会に置かれる部会を除く)を設置することができる。

以下本条から第四条までにおいて同じ。)を設置することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(諮問の付議)

第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

(分科会及び部会の議決)

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

(会議の公開)

第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第六条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(分科会の部会の設置等)

第七条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って部会を設置することができる。

2 分科会長は、第三条の規定による付議を受けたときは、当該付議を前項の部会に付議することができる。

3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができる。

4 分科会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(委員会の設置)

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

(準用規定)

第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分科会にあっては「分科会長」、部会にあっては「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあっては「当該分科会に属する委員」、部会にあっては「当該部会に属する委員」と、「議事に關係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは、分科会にあっては、「当該分科会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に關係のある者」、部会にあっては「当該部会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に關係のある者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。